

平成29年第1回上峰町議会定例会会議録

平成29年2月10日（金曜日） 本会議6日
 会期 15日間 委員会4日
 平成29年2月24日（金曜日） 休会5日

平成29年2月10日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢動丸 壽 之 会 計 管 理 者 岡 義 行 総 務 課 長 江 崎 文 男 <small>まち・ひと・しごと創生課</small> 北 村 玲 財 政 課 長 高 島 浩 介 建 設 課 長 白 濱 博 己 産 業 課 長 兼 小 野 清 人 <small>農業委員会事務局</small> 住 民 課 長 福 島 敬 彦 健 康 福 祉 課 長 河 上 昌 弘 税 務 課 長 坂 井 忠 明 教 育 委 員 会 事 務 局 長 吉 田 淳 生 涯 学 習 課 長 江 頭 欣 宏 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 二 宮 哲 次 議 会 事 務 局 主 査 江 崎 智 恵

議事日程 平成29年2月10日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 教育長の教育方針
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第1号～議案第17号)
(諮問第1号)
- 日程第6 議案審議
議案第6号 平成28年度上峰町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第7号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第8号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第9号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第10号 平成29年度上峰町一般会計予算
- 日程第11 議案第15号 上峰町防災行政無線施設(同報系)整備事業の請負変更契約の締結について
- 日程第12 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長(寺崎太彦君)

皆さんおはようございます。本日は平成29年第1回上峰町議会定例会が招集されましたところ、御多忙中の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成29年第1回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(寺崎太彦君)

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番井上正宣君及び7番吉富隆君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より2月24日までの15日間といたしたいと思
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

○議長（寺崎太彦君）

日程第3．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成29年第1回上峰町議会定例会に御参集いただき感謝を申し
上げます。

3月に町長選挙が迫っている関係上、新年度予算は政策的なものや新規事業はなるべく盛
り込まず、引き続き住民生活を温め続けるために必要な事業を中心に編成を行った追いただき
予算としております。よって、新年度予算に係る施政方針につきましては、これからの時代
に求められる自治体運営の方向性についての所信と予算概要について申し述べさせていただきます。
町民の皆様並びに議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

1 所信表明

国が地方創生をスローガンとして掲げ、人口減少問題に正面から取り組む姿勢を見せてい
ることは高く評価しているものの、我が国では出生数の減少に歯どめがかからず、少子化が
さらに深刻化しており、子供の数が急速に減少してきております。また、高齢化も世界に例
を見ない速度で進んでおり、生産年齢人口の減少と老年人口の増加は社会的扶養負担を増大
させ、自治体経営は大きな転換点を迎えております。

このため、これからのまちづくりにおいては、交通インフラ整備に工場誘致という旧来の
発想は通じないことを直視し、人口と税収の減少により、行政があらゆる公共的サービスを
提供することには限界があり、全ての分野において多様な主体が公共的サービスの担い手と
しての協働活動が求められてまいります。

すなわちそれは、社会の連帯を強めるために住民の力を強くし、公益法人、NPOや地域
のコミュニティー、消防団など各種の中間団体や地域中核企業の底上げを図ることです。ま
た、地域内の経済循環を拡大し、人口社会減を抑制していくために「国家への依存から民間
主導」への取り組みが上峰町を含む全ての自治体に求められております。

2 予算概要

次に、平成29年度予算について申し上げます。編成の基本的な考え方として、限られた財源を計画的・効果的に配分することを基本に編成しております。また、さきに策定した健全な財政運営に関する条例をもとに積立基金や起債発行額を意識した予算編成を引き続き継続しております。予算編成方法については、効率的な行政経営を目指し内部努力による経費節減の徹底を行いました。また、町債については平成27年度決算時点で実質公債費比率15.4%となり起債許可基準を下回りました。今後もさらに下がる見込みではありますが、可能な限り発行を抑制していく必要があります。歳出では、扶助費等の義務的経費の増加並びに物件費において新たな財政需要が見込まれています。

平成29年度一般会計当初予算の規模は、一般会計10,927,000千円、特別会計（国民健康保険）1,058,000千円、（後期高齢者医療）96,000千円、（土地取得）14千円、（農業集落排水）520,000千円、合計で12,600,010千円になり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計128.4%、特別会計100.4%、合計で123.8%となります。

一般会計予算の規模は、対前年度128.4%、2,420,000千円の増で、総額10,927,000千円となりました。ふるさと納税関連の影響で予算規模が増しております。

概要を申し上げますと、町税全体では対前年度101.0%、14,000千円増の1,367,000千円を計上しております。平成29年度における地方税収に関しては、消費税増税時期が2年半延長されたことなど、制度改正を起因とする影響は基本的に小さいものと考えております。このような中、個人住民税については、給与水準が回復基調にあることなどから、対前年度104.4%、17,000千円の増の399,000千円を見込んでいます。

他の税目に関しましては、特に大きな変動要因もなく、前年度とほぼ同水準であり、譲与税や税関係交付金については、県の算定見込み等を参酌して予算計上しています。国庫支出金は、防災行政無線整備及び認定こども園整備が事業完了となりますので、対前年度73.4%、164,000千円の減の454,000千円となります。地方交付税は、前年度の実績を勘案して、対前年度98.8%、10,000千円の減の889,000千円となります。公債費である町債は、今年度も臨時財政対策債のみを予定しており、対前年度111.7%、18,000千円の増の171,000千円となります。

次に、歳出では義務的経費については公債費が減額となる一方、扶助費の増額等の影響で対前年度104.8%、89,000千円の増の1,927,000千円となります。投資的経費は、防災行政無線整備事業、認定こども園整備事業の事業完了により、対前年度10.7%、571,000千円の減の68,000千円となります。その他の経費は、ふるさと納税の寄附者への返礼品やふるさと納税寄附基金への積み立てなど経費が増額となることから、対前年度147.4%、2,902,000千円の増の8,932,000千円となります。

以上、平成29年度当初予算における所信を述べるとともに、予算概要について御説明申し

上げました。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の施政方針は終わりました。

日程第4 教育長の教育方針

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 教育長の教育方針。

教育長の教育方針をお願いいたします。

○教育長（矢動丸壽之君）

皆様おはようございます。平成29年度の教育方針について、発言の機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

3月の町長選が迫ってきている関係から、新年度教育予算は政策的なものはなるべく盛り込まず、引き続き教育行政を運営し続けるために必要な事業を中心に編成しております。したがって、教育方針につきましては、これからの時代に求められる教育の方向性について申し述べさせていただきます。町民の皆様並びに議員各位の御理解を賜りますようお願いいたします。

1. 教育方針

今日の社会は、少子高齢化が進む中で国際化、高度情報化が急速に進展し、家族・地域を取り巻く環境あるいは価値観やライフスタイルも変化してきています。身近なもので例えれば、昭和の時代は固定電話が家庭に1台ありましたが、最近では、ほとんどの人がスマートフォン等の携帯電話を手にする時代で、「時と場所」を選ばず、誰もがさまざまな知識や情報を簡単に得られる時代に移り変わってきています。その一方では、人々の規範意識や道徳心の低下、人間関係の希薄化、児童生徒の不登校やいじめの問題など心にかかわる課題も多くなってきていますので、豊かな人間性や社会性を育む教育の充実が求められています。

また、一人一人が生涯にわたってみずから学ぶ意欲と進展する社会で心豊かでたくましく挑戦していく気概を持って、文化の創造や産業の振興など、地域社会の発展などに貢献していく町民への成長も求められています。

私は、学校・家庭・地域社会において携わる全ての関係者が身につけられた知識や技能あるいは文化、スポーツなどを通してつながり、お互いが協働して取り組むことによって上峰町の教育はより一層飛躍していけるものと確信しています。上峰町民の皆様とともに上峰町の教育に取り組む所存であります。

以上、私の教育方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（寺崎太彦君）

これで教育長の教育方針は終わりました。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第1号 上峰町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例。

平成29年4月1日からの防災行政無線の本稼働に伴い、設置及び管理運用に関する事項を制定するものです。

平成29年2月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第2号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

平成29年2月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足をいたします。

続きまして、議案第3号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

図書購入費用に充てるため、基金のうち800千円を取り崩すものです。

平成29年2月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第4号 上峰町税条例等の一部を改正する条例。

平成28年3月31日に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）及び関連法案が公布され、本町税条例等の一部を改正するものです。

平成29年2月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第5号 上峰町通学福祉バス運営基金条例を廃止する条例。

防衛省による特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用が終了し、平成28年度に基金残全額を取り崩し、次年度以降、通学福祉バスの運用形態を見直すことで国土交通省による補助金の活用を図ることから、基金の必要性がなくなったことにより条例を廃止するものです。

平成29年2月10日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足をいたします。

続きまして、

議案第 6 号

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第 5 号）

平成28年度上峰町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,529,842千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,744,779千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

平成29年 2 月10日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第 7 号

平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

平成28年度上峰町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,505千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,117,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 2 月10日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第8号

平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成28年度上峰町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96,618千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第9号

平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）

平成28年度上峰町の農業集落排水特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,605千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ535,405千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第10号

平成29年度上峰町一般会計予算

平成29年度上峰町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,926,692千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第11号

平成29年度上峰町国民健康保険特別会計予算

平成29年度上峰町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,058,444千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での

これらの経費の各項の間の流用

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第12号

平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算

平成29年度上峰町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ95,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第13号

平成29年度上峰町土地取得特別会計予算

平成29年度上峰町土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第14号

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計予算

平成29年度上峰町の農業集落排水特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,833千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成29年2月10日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第15号

上峰町防災行政無線施設(同報系)整備事業の請負変更契約の締結について

上峰町防災行政無線施設(同報系)整備事業の請負変更契約を次のとおり締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年上峰町条例第8号)第2条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 上峰町防災行政無線施設(同報系)整備事業
2. 請負変更金額 (減)2,074,383円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(減)153,658円)
3. 契約の相手方 佐賀県佐賀市駅前中央1-8-32
西日本電信電話株式会社
佐賀支店長 池富 保

平成29年2月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第16号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 上峰町大字坊所1869番地の8

氏 名 平川 利彦

生年月日 昭和28年5月4日

平成29年2月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第17号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 上峰町大字前牟田1664番地

氏 名 江頭 千代美

生年月日 昭和37年2月27日

平成29年2月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤1891番地の2

氏 名 久米 琢馬

生年月日 昭和19年12月 3 日

平成29年 2 月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、17議案と1 諮問を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より17議案と1 諮問が一括上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第1号、議案第2号、議案第15号につきまして補足説明をいたします。

まずは、議案第1号 上峰町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の説明を申し上げます。

お手元に上峰町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例並びにその条例の施行規則（案）をお願いいたします。

この条例につきましては、平成29年4月1日から防災行政無線の本稼働に伴い、設置及び管理運営に関する事項を制定するものでございます。

まず、条例の1条につきましては、設置目的といたしまして、「地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務遂行のため、通信連絡網を確保し、情報の収集及び住民への迅速な伝達を確実にを行い、住民の生命及び財産の安全を確保することを主たる目的とし、併せて情報伝達の合理化及び迅速化を図るため、上峰町防災行政無線施設を設置する。」と設置目的をうたっているところでございます。

続きまして、第2条、設備等の定義でございます。この中につきましては、各設備の説明等を掲げております。

第3条、無線施設の業務内容でございます。第3条の無線施設の業務につきましては、次のとおりとする。(1)災害予防、非常災害その他緊急事項の伝達、(2)町の公示事項等の伝達、(3)その他町長が必要と認める事項となっております。

続きまして、第4条、通信業務を町の全域とするというものを掲げております。

次に、2ページをお願いいたします。

第5条（無線施設の設置場所）ということで、第5条につきましては、無線施設を次のとおり設置するというので、(1)送信施設の設置場所、ア、親局、上峰町大字坊所383番地1、上峰町役場庁舎2階に設置しております。イ、遠隔制御装置の設置場所、上峰町大字坊所383番地1、上峰町役場庁舎1階、守衛室に設置しております。及び、鳥栖市本町3丁目

1488番地1、鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部にもう1カ所設置をしているところでございます。

(2)受信施設の設置場所といたしまして、ア、屋外拡声子局、町内において町長が規則で定める場所ということで、お手元の規則の3ページをお願いいたします。規則の3ページの附則別表第1（第9条関係）というところで、屋外拡声子局の26局の名称及び設置場所を設定しておるところでございます。イとして戸別受信機、町内において町長が規則で定める場所ということで、戸別受信機の貸与申請がありました各家庭並びに公共施設への設置となっております。

第6条につきましては、屋外子局の使用についてということで、規則の1ページの第6条のほうに屋外子局の使用ということで、各区長並びに前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者ということで定義しております。

第7条、無線施設の管理ということで、管理者につきましては上峰町としております。

第8条から第10条につきましては、戸別受信機について定めております。

第8条につきましては、戸別受信機の無償貸与についてでございます。

第9条につきましては、戸別受信機を貸与された方への義務、第10条につきましては、戸別受信機を貸与された方への経費負担について定めております。

なお、戸別受信機の関係規則につきまして、規則の第10条から第13条までに必要事項を定めているところでございます。

これで議案第1号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

この条例につきましては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえ、国家公務員に係る規定の改正内容に準じ、地方公務員の育児及び介護支援に係る規定の改正を行うことをその内容とするものでございます。

別途、新旧対照表を参照しながら御説明を申し上げます。

今回の改正内容につきましては3項目ありまして、まず、第1番目の項目といたしまして、育児休業等に係る子供の範囲の拡大ということで、これは特別養子縁組に係る監護期間中の子供等を追加するものでございます。

新旧対照表の1ページ、第8条の4の第1項及び第4項について、改正後の左の部分に追加をされているものでございます。文章の下線の部分ですね。その部分に先ほどの1番目の育児休業等に係る子供の範囲の拡大ということで追加をされているところでございます。

続きまして、2番目に介護休暇の分割でございます。これは、職員の申し出により要介護状態ごとに3回以下、かつ合計6月を超えない範囲内で指定することができる内容になっております。

新旧対照表の2ページをお願いいたします。

新旧対照表の2ページの、第25条（介護休暇）というところで追加をされているところがございます。

3項目めにつきましては、介護時間の新設でございます。内容につきましては、最長連続3年、1日2時間までという内容で、新旧対照表の3ページの第25条の2に（介護時間）が追加をされているところがございます。

また、同じく新旧対照表の2ページの第11条の（休暇の種類等）にも、その部分については反映をされているところがございます。

これで議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負変更契約の締結について御説明申し上げます。

この事業につきましては、平成27年8月21日に入札会を行いまして、西日本電信電話株式会社佐賀支店が落札し、平成27年9月11日に議会の議決をいただき、212,366千円で契約をいたしております。

当初の工事内容といたしまして、無線設置工事として、役場内の親局設置設備工事、屋外拡声子局26局の設置工事、戸別受信機404台の設置工事、役場及び鳥栖・三養基地区消防本部の遠隔制御装置2カ所の設置工事となっております。

今回の契約変更額につきましては、お手元の資料にありますように、減額の2,074,383円でございます。

変更内容につきましては、戸別受信機の設置計画であります第1種防音区域及び土砂災害警戒区域の鳥越地区での発注前の要望調査104台に対しまして、今年度、設置工事にあわせて実施しました申請書提出者確認作業の結果、国への事業変更時点、平成29年1月12日の最終申請者数267台ということで、137台の減数になったことによる減額でございます。

以上をもちまして、私のほうからの議案第1号、第2号、第15号の補足説明を終わらせていただきます。どうぞ審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかにありませんでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

おはようございます。それでは、第3号議案 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、私のほうから補足説明を申し上げます。

本条例は、本来、教育課所管の条例でございますが、条例改正の要因が文化課関連の予算

に関する案件でございますので、私のほうから御説明申し上げます。

条例の改正の目的としましては、平成28年度のふるさと学館図書購入費に、予算額2,100千円のうち、教育振興基金800千円の充当をお願いするというものでございまして、それに伴いまして、本基金の繰り出しをお願いするものでございます。

お手元の議案に添付しました新旧対照表を御用意ください。

それでは、対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第3条でございます。基金の額でございますが、今回の基金繰り出しによりまして、現行の基金残額800千円が、改正後は残額ゼロ円となります。

続きまして、基金繰り出しの内容でございますが、別表中の新旧対照表1ページの下段、下線部にございますが、中山栄作様の基金より300千円、それに、2ページ目の中ほどの下線部、米倉厚司様の基金より基金額500千円、合計800千円を図書購入費へ充てたいと考えているものでございます。

なお、先ほども申しましたとおり、今回の条例改正によりまして、改正後の基金の残額が0円となりますが、今後、教育振興等の目的で寄附の申し出をいただいた場合に備えまして、本条例自体は存続をさせていただきたいと考えております。

以上で第3号議案の補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○税務課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第4号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

平成28年度税制改正に伴う本町税条例の改正につきましては、昨年6月の第2回定例会におきまして御承認いただきました専決処分による改正、さらに12月定例議会提案分と、これまで既に2度の改正を行ってまいりました。昨年3月の平成28年度税制改正時点では、消費税増税時期は平成29年4月という前提で構成をされておりましたが、消費税増税時期を2年半先送りするという内容の改正法、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令というものが平成28年11月28日に公布されたことにより、軽自動車税環境性能割の新設や法人の町民税法人税割の税率改正など、消費税の取り扱いに合わせ施行期日等が見直されることになっておりました。

今回、消費税関係の改正法が成立するまで町税条例の改正を留保しておりました関係規定につきまして、施行日を消費税増税時期に合わせた内容で取りまとめをいたしまして、平成28年度税制改正の最終版という内容で御提案をさせていただくものでございます。

今回の改正の要点を申し上げます。いずれも施行時期は、平成31年10月1日でございます。

1点目、法人の町民税法人税割の標準税率が「100分の9.7」から「100分の6」に、100分

の3.7引き下げをされております。こちらは、都市部と地方の税源の偏在を是正するために法人税割の税率引き下げに合わせ、地方法人税、これは国税でございますが、そちらのほうの税率を同率引き上げを行い、その全額が交付税の原資化となっておることでございます。

ちなみに、平成26年4月の消費税の引き上げ、5%から8%になっておりますが、こちらの際にも同年10月に法人税割税率が「100分の12.3」から現行の「100分の9.7」へ、100分の2.6引き下げられた経緯がございます。

2点目、消費税増税に合わせ、自動車取得税とこれに伴う自動車取得税交付金制度は廃止をされることになっておりますが、廃止に伴う減収分がございますので、こちらを補填するために、町税に軽自動車税環境性能割が、県税のほうには自動車税環境性能割が新設をされることになりました。軽自動車税では、三輪以上の軽自動車を取得した際、その取得者に環境性能割というものが課税をされることとなります。

なお、原付等を含む現行の「軽自動車税」は「軽自動車税種別割」というものに名前を変えて存続しまして、改正後の軽自動車税というものは2本立てとなっております。

3点目、軽自動車税環境性能割の賦課徴収に関しましては、当分の間、佐賀県がその事務を行い、対象車両の定置場所の市町に徴収した税を納付し、市町は県に徴収の取扱費として所要の額を負担するという仕組みが法定化をされております。

それでは、前置きが長くなりましたが、お手元に議案第4号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表、4部構成となっておりますが、こちらを御用意ください。

今回の条例改正案は、大きな第1条から第4条までの4部構成となっております、一連の改正に対応するものでございまして、それぞれ右のほうの欄が改正前、左欄のほうが改正後となっております。

それでは、新旧対照表1枚目の第1条関係をお願いいたします。

1ページ目の上段、制定附則第7条の3の2の規定につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の規定でございます。

居住年の期限を現行の「平成31年」から「平成33年」に、控除の適用期限を現行の「平成41年度」から「平成43年度」に、それぞれ2年延長をされております。

続きまして、その下、制定附則第16条をお願いいたします。

現行の三輪以上の軽自動車税の特例規定でございますが、第1項が軽自動車税の経年重課の分、その下、第2項から第4項まではグリーン化軽課に関するものでございますが、平成31年度から2本立てに変わるまでの間、対象をそれぞれ「第82条第2号ア」に規定するものから「第2号ア」に規定するものに変更いたしますが、税額等の変更を伴うものではございません。

以上、第1条の改正となっております。

続きまして、新旧対照表の第2条関係、こちら11ページつづりとなっておりますが、こち

らのほうをお願いいたします。

1枚おめくりいただいて、2ページの上段、第34条の4（法人税割の税率）の規定でございます。冒頭に申し上げた法人税割の税率を引き下げる内容でございますが、標準税率採用の本町におきましては、現行「100分の9.7」から改正後「100分の6」ということとなりますが、施行期日につきましては、平成31年10月1日以後、開始する事業年度から適用というふうにされておりますので、引き下げによる実質的な影響につきましては平成32年度以降と見ております。

その下、第80条から最終ページまで、こちらのほうにつきましては、軽自動車税の新たな枠組みを規定するものでございます。

平成31年10月1日以降、三輪以上の軽自動車の取得時に軽自動車税の環境性能割を新たに課すこととし、原付バイクや二輪車、三輪以上の軽自動車、農耕用小型特殊などの所有者に関しては、軽自動車税種別割という名称で軽自動車税を課するというものでございます。

種別割のほうは呼称の変更はあるものの、内容は現行の軽自動車税と基本的に同じでございますので、以降の説明につきましては、新たな環境性能割を中心に説明をさせていただきます。

3ページの中ほどをお願いいたします。

第81条の3から4ページの下段、第81条の8までの新設規定、さらに飛びまして、8ページの下段、制定附則の第15条の2から9ページの下段、第15条の6第2項までの内容を説明させていただきます。

第81条の3（環境性能割の課税標準）でございますが、課税標準は車両の取得価格とし、免税点は500千円でございます。

その下、第81条の4（環境性能割の税率）でございます。こちらのほうに触れる前に、地方税法に規定される環境性能割の非課税の内容を御紹介いたします。

非課税とされますのは、1つ目、国などが取得する軽自動車、2つ目、電気自動車や天然ガス車、また、ガソリン車であって極めて環境性能にすぐれた軽自動車、さらに3つ目、相続など形式的な所有権の移転により取得した軽自動車というものは非課税ということで別途規定をされております。

さて、第81条の4の規定でございますが、環境性能割の課税対象となる軽自動車のうち、環境性能に応じた税率の区分に関するものでございまして、第1号は星4つで、平成32年燃費基準達成車でございますが、税率は100分の1となっております。第2号は星4つで、平成27年度燃費基準プラス10%達成車でございますが、税率は100分の2。第3号は、上記のいずれにも該当しないものでございまして、税率は100分の3とされております。

ただし、附則第15条の6第2項の規定により、当分の間、税率の上限を100分の2とする特例がございまして、そちらのほうは適用されますので、第3号につきましては100分の3

ではなく、100分の2になるということでございます。

また、営業用の軽自動車につきましては、附則第15条の6第1項の規定により、別途税率が適用ということにされておりました、第81条の4、各号の規定の適用を受けるものは家用の軽自動車という規定になります。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第81条の5から第81条の8までにつきましては、環境性能割の申告納付や過料、減免の規定となっておりますが、冒頭申し上げましたように、現実の賦課徴収につきましては、県が行うことになっておりました、具体的には8ページの下段から9ページの附則第15条関係に規定がございます。

8ページの下段の附則第15条の2をお願いいたします。

こちらの規定につきましては、町にかわって県が賦課徴収を行うという規定でございます。

9ページ上段から附則第15条の3、環境性能割の減免の規定でございます。

県条例に普通車の環境性能割の減免対象として身障者用や構造上身障者対応の車両等が規定されておりますが、軽自動車環境性能割の減免においても、その対象を同じくするという規定でございます。

次の第15条の4、環境性能割の申告納付に関する規定でございますが、主体を県知事とするものでございます。

次の第15条の5、環境性能割の徴収取扱費に関する規定でございます。本来なら町が実施すべき賦課徴収事務を県に代行させることとなりますので、かかる経費を徴収取扱費として町が県に所要の額を支払うということを決めた規定でございます。

負担額は、県が町に納付した額の100分の5ということにされておりますので、仮に県からの納付額が1,000千円ということであれば、町のほうは50千円を町の予算から県のほうに支出する、お支払いするというふうな仕組みでございます。こちらのほうにつきましては、個人の町県民税を現在、町が県の分も合わせてとっておるわけでございますが、県のほうから徴収取扱費としていただいております。これの逆パターンというようなイメージで思っただけだと思います。

次の第15条の6第1項の規定は、営業用の軽自動車に対する環境性能割の特例規定でございます、家用とは別に低い税率が適用される内容でございます。

次の第2項は、第81条の4第3号に規定する環境性能割の上限税率「100分の3」を「100分の2」とする特例を規定されております。

以上が大きな第2条の関係の説明とさせていただきます。

なお、大きな第3条の規定及び第4条の規定につきましては、過去の条例改正において改正済みの未施行規定中、条項のずれ、あるいは文言の補正を行うものでございますので、こちらの大きな第3条、第4条につきましては説明を割愛させていただきます。

少々長くなりましたが、議案第4号 上峰町税条例等の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに説明はございませんか。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。

さて、私のほうからは議案第5号、第7号、第8号、第11号及び第12号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号ですが、上峰町通学福祉バス運営基金条例を廃止する条例からになります。現在、防衛省によります特定防衛施設周辺整備調整交付金によりまして、平成23年度に基金の造成を行いました。その後、積み立て、取り崩しを経て、平成27年度末現在残高では2,868,345円としているところです。

防衛省による特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用は平成28年までとされており、本年度、基金の全額を取り崩す予定としております。また、次年度以降、通学福祉バスの運用形態を見直すことで、現在、上峰町地域公共交通活性化協議会により御議論いただいているところでございます。そういった事情に鑑み、運用形態見直し後は国土交通省による補助金の活用を図ることを予定していることから、現在の上峰町通学福祉バス運営基金はその役割を終えることとなるため、基金の廃止条例を提案するものです。

以上、議案第5号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料のほうを御用意ください。

議案第7号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算ですが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入。

款の1. 国民健康保険税、補正額727千円の減額、合計175,807千円です。

款の3. 使用料及び手数料、補正額34千円、合計85千円。

款の4. 国庫支出金、補正額35,556千円、合計225,331千円。

款の5. 療養給付費交付金、補正額32,491千円の減額、合計23,918千円。

款の7. 県支出金、補正額6,531千円、合計37,916千円。

款の8. 共同事業交付金、補正額8,804千円、合計239,661千円。

款の9. 財産収入、補正額118千円、合計119千円。

款の10. 繰入金、補正額19,665千円、合計79,287千円。

款の12. 諸収入、補正額15千円、合計1,549千円。

下段、3ページのほうになりますけれども、歳入合計。補正額37,505千円、合計1,117,580

千円となります。

4ページをごらんください。

歳出になりますが、款の1. 総務費、補正額335千円の減額、合計6,618千円。

款の2. 保険給付費、補正額56,879千円、合計716,427千円。

款の7. 共同事業拠出金、補正額6,691千円の減額、合計223,275千円。

款の8. 保健事業費、補正額171千円の減額、合計10,106千円。

款の9. 基金積立金、補正額119千円、合計120千円。

款の11. 諸支出金、補正額47千円の減額、合計4,381千円。

款の12. 予備費、補正額12,249千円の減額、合計18,263千円。

歳出合計。補正額37,505千円、合計1,117,580千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明を行います。説明書の3ページのほうをお開きください。

款の1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税ですが、収入見込みとして3,164千円の増額を見込んでおります。

同款同項の目2. 退職被保険者等国民健康保険税ですが、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止をされております。これ以降、新規の対象者がふえることはございませんが、平成27年3月31日までにこの制度に該当されている方は、その方が65歳に到達するまでの間は退職者医療制度の資格が継続をしますので、現在経過措置により徐々に被保険者数が減少している過程にあるものでございます。今回3,891千円の減額補正とさせていただいております。

続いて、4ページになりますけれども、中段、款の3. 使用料及び手数料、項の1. 手数料、目の2. 督促手数料ですが、予算現額と比較して34千円の増額見込みとしているところでございます。

その下段にございます款の4. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 療養給付費等負担金ですが、歳出のほうで一般療養給付費、一般高額療養費及び一般高額介護合算療養費を補正することに伴いまして、一般被保険者の給付費における療養給付費負担金として国庫負担金が増額しますので、27,751千円の補正となります。

5ページのほうをごらんください。

款の4. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金ですが、こちらにおきましても歳出のほうで一般療養給付費、一般高額療養費及び一般高額介護合算療養費を補正することに伴い、一般被保険者給付における普通調整交付金が増額いたしますので、7,805千円の補正となります。

中段にございます款の5. 療養給付費交付金、項の1. 療養給付費交付金、目1. 療養給付費交付金、これは退職者医療のほうになりますけれども、社会保険診療支払基金からの交付決定がなされましたので、交付決定額に応じまして32,491千円の減額としているところです。

その下段になりますが、款7. 県支出金、項1. 県補助金、目1. 県補助金、節2. 県調整交付金ですけれども、これには第一種交付金と第二種交付金がございます。第一種交付金につきましては、こちらにおきましても歳出のほうで一般療養給付費、一般高額療養費及び一般高額介護合算療養費を補正することに伴いまして、一般被保険者の給付費における第一種交付金が増加いたしますので、5,203千円の補正となります。第二種交付金のほうにつきましては、医療費適正化事業、保健事業及び保険料収納対策事業を補正することに伴いまして、1,328千円の補正ということになります。

続きまして、6ページのほうをごらんください。

款の8. 共同事業交付金、項1. 共同事業交付金、目1. 高額医療費共同事業交付金ですが、高額療養費支出が伸びていることもあり、当初予算編成時よりも国保連合会が算定する概算額に増加傾向が見られますので、8,804千円を補正するものです。

その下段でございます款の9. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 利子及び配当金ですが、基金運用益として118千円の見込みによる補正となります。

さらに下段、款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金ですが、歳出、一般管理費におけます役務費及び委託料につきまして減額が生じることから、国保総務事務費におけます一般会計繰入金を335千円減額しているところでございます。

最下段になりますけれども、同款の項2. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金ですが、20,000千円を財政調整基金のほうから取り崩しを行い、療養給付費及び高額療養費の増加に対応するための補正とさせていただきたいというふうに思っております。

7ページをごらんください。

款の12. 諸収入、項3. 雑入、目5. 雑入ですが、指定公費の確定分の15千円を雑入で受けるものでございます。

歳出のほうになりますけれども、8ページのほうをごらんください。

款の1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費ですけれども、節12. 役務費、通信運搬費、減額130千円及び節13. 委託料、第三者行為事務手数料、減額205千円、合計補正額として減額335千円としているところでございます。

次に、款の2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費及び目2. 退職被保険者等療養給付費ですが、目1の一般被保険者療養給付費につきましては、高額な医療費を要する被保険者がふえてきていること、それと、一昨年5月から11月にかけて高額な薬剤が薬価承認をされまして、本年度その影響が生じているということもございますので、80,500千円の補正としているところでございます。中でもC型肝炎治療薬、ハーボニー、ヴィキラックス、ソバルディといったところは、発売当初は1錠60千円から80千円という高額なものでございましたが、昨年年度途中に異例とも言えます中央社会保険医療協議会薬価専門部会のほうが開催されまして、薬価単価が3割ほど削減されたということもござ

います。

現在は、比較的落ちついているような状況ではございますが、抗がん剤治療薬のオプジーボといったものも投入されておりまして、患者1人に標準的な使用を行った場合は、年間35,000千円ほどの医療費を要する旨も聞き及んでいるところでございます。治療に要するがんの対象範囲の拡大も承認をされておりまして、今後も給付費分析を続けながら注視したいというふうに考えているところでございます。また、冬期におけます季節性の感染性の流行期でもございますので、あわせて注視をしていきたいと、こういった考えをあわせ持っております。

目2のほうの退職被保険者等療養給付費につきましては、退職者医療制度は平成27年3月末に廃止はされておりますものの、経過的に対象者が残存しております。その医療費給付の見込みが減額傾向にありますけれども、減額の24,700千円としているところでございます。

同項、目3の一般被保険者療養費ですが、健康保険組合におけます被扶養者の認定取り消しによりまして、健康保険組合から国保のほうへの遡及加入によりまして、高額な償還払い申請がなされたため、それに対応する増額補正ということで、1,000千円の増額補正としているところでございます。

同項の目5. 審査支払手数料ですが、減額の103千円としております。

9ページをごらんください。

款の2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費につきましては、医療給付費の増加に伴い、高額療養費も増加しており、6,124千円の増額補正を考えております。

また、目2. 退職被保険者等高額療養費につきましては、先ほども御説明したように、経過的に被保険者が残存している状態ではございますが、医療費給付としてはさほど伸びはございませんでしたので、高額療養費も同様に減少傾向にあるということで減額の4,892千円としているところでございます。

目の3. 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4. 退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、よそよりも伸びは生じなかったということもございますので、減額の900千円及び減額の150千円とそれぞれさせていただいているところでございます。

最下段になります款の7. 共同事業拠出金、項の1. 共同事業拠出金、目1. 高額医療費拠出金ですが、見込みではあります、511千円の補正とさせていただいているところでございます。

ページは移りまして、10ページになります。

款7. 共同事業拠出金の目の2になりますけれども、保険財政共同安定化事業等拠出金につきましても、減額7,202千円としております。

中段のほうに移りまして、款の8. 保健事業費、項の1. 特定健康診査等事業費、目1.

特定健康診査等事業費ですが、これは受診者増によるものでございまして、416千円の補正とさせていただきますところでは、

最下段にございます款8の保健事業費、項2. 保健事業費、目1. 保健衛生普及費につきましては、財源組み替えによりまして、国庫支出金から一般財源のほうに72千円の財源組み替えということでしております。

同項同目の疾病予防費になりますが、節の8. 報償費、これは実績に基づきまして250千円の減額。

13の委託料は、実績に基づきます人間ドック検診委託料の減額233千円、各種健康診査委託料、減額の104千円としているところでは、

11ページのほうになりますが、款の9. 基金積立金、項の1. 基金積立金、目の1. 財政調整基金積立金ですが、基金運用益119千円を積み立てることとしております。

中段にございます款の11、項の1. 償還金及び還付加算金、目1. 保険税還付金ですが、減額の500千円としているところでは、

最下段になりますが、同款、項の2. 繰出金、一般会計繰出金ですが、453千円としているところでは、

12ページをごらんください。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、目1. 予備費ですが、医療給付費の増加に伴い、予備費から12,249千円を減額し、医療給付費に充てることで安定的な運営を確保したいと考えております。

以上、第7号議案の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第8号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料のほうを御用意ください。

議案第8号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算になりますが、予算書2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、補正額2,145千円、合計71,621千円。

款の2. 使用料及び手数料、補正額5千円、合計7千円。

款の3. 繰入金、補正額、減額の1,327千円、合計23,632千円。

款の5. 諸収入、補正額264千円の減額、合計556千円。

歳入合計。補正額559千円、合計96,618千円となります。

下段の3ページのほうをごらんください。

歳出になります。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額818千円、合計94,317千円。

款の3. 保健事業費、補正額264千円の減額、合計523千円。

款の5. 予備費、補正額5千円、合計505千円。

歳出合計。補正額559千円、合計96,618千円となります。

次に、補正予算に関する説明書により説明をいたします。予算書の3ページのほうをごらんください。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料ですが、417千円の減額としておりますが、死亡、転出などによります減額補正としているところです。

同項の目2. 普通徴収保険料につきましては2,562千円の補正としているところですが、年齢到達などで新規に被保険者となった方、あるいは額改定となった方や、特別徴収に移行するまでの間、普通徴収で対応するべき方が普通徴収となりますので、そういったものに対応する補正というふうにしているところでございます。

中段にございます款の2. 使用料及び手数料、項の2. 手数料、目の2. 督促手数料ですが、当初見込みよりも督促手数料が増加するため、5千円を補正しているところです。

下段の款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金ですが、保険基盤安定繰入金の交付決定がなされまして、1,327千円の減額としているところでございます。

4ページをごらんください。

款の5. 諸収入、項の5. 受託事業収入、目1. 民生費受託収入については、健診委託料を264千円減額する内容としております。

続いて、歳出のほうになりますけれども、5ページのほうをごらんください。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金ですが、保険料見込み額及び保険基盤安定負担金の見込み額の変動によりまして、818千円の補正とさせていただいております。

中段ですけれども、款の3. 保健事業費、項の1. 保健事業費、目1. 健康診査等事業費につきましては、歳入と同額の264千円の減額とさせていただいているところです。

下段にございます款の5. 予算費、項の1. 予備費、目1. 予備費につきましては、5千円を補正させていただいた上で、不測の事態に備えたいという考えでございます。

以上、議案第8号の補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第11号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計予算になりますけれども、お手元のほうに資料のほうを御用意ください。

議案第11号 平成29年度上峰町国民健康保険特別会計予算ですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正(47ページで訂正)をごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正(47ページで訂正)。歳入。

款1. 国民健康保険税、178,487千円。

款の2. 一部負担金、1千円。

款の3. 使用料及び手数料、51千円。

款の4. 国庫支出金、189,127千円。

款の5. 療養給付費交付金、40,966千円。

款の6. 前期高齢者交付金、310,370千円。

款の7. 県支出金、32,231千円。

款の8. 共同事業交付金、234,623千円。

款の9. 財産収入、1千円。

下段のほうに、3ページに移っていただきまして、款の10. 繰入金、61,564千円。

款の11. 繰越金、10,000千円。

款の12. 諸収入、1,023千円。

歳入合計、1,058,444千円となります。

4ページのほうをごらんください。歳出のほうになります。

款の1. 総務費、8,852千円。

款の2. 保険給付費、648,404千円。

款の3. 後期高齢者支援金等、102,395千円。

款の4. 前期高齢者納付金等、80千円。

款の5. 老人保健拠出金、11千円。

款の6. 介護納付金、35,907千円。

款の7. 共同事業拠出金、234,627千円。

次のページに移りまして下段になりますが、款の8. 保健事業費、13,348千円。

款の9. 基金積立金、1千円。

款の10. 公債費、10千円。

款の11. 諸支出金、1,203千円。

款の12. 予備費、13,606千円。

歳出合計、1,058,444千円とあります。対前年度当初比といたしましては0.6%の増としております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。説明書の3ページのほうをごらんください。

まず、歳入ですが、款の1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税の現年課税分につきましては、徴収率95%、滞納繰越分は徴収率18%を見込んで算出しておるところでございます。

同項の目2. 退職被保険者等国民健康保険税の現年課税分につきましては、徴収率を98%、滞納繰越分は18%を見込んでおるところでございます。

5 ページをごらんください。

款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費等負担金の節1. 現年度分127,200千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費等の定率32%の国庫負担金という形になります。

中段になりますけれども、同款の項の2. 国庫補助金、目1. 財政調整交付金、節1. 普通調整交付金の44,538千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費などに対し、7%程度の交付金となります。

同目の節の2. 特別調整交付金12,309千円につきましては、一般被保険者分の療養給付費などに対し2%程度の交付金となり、財政調整交付金としては、合計9%の交付金見合いとして計上をさしあげているところでございます。

下段の款5. 療養給付費交付金、項1. 療養給付費交付金、目1. 療養給付費交付金、節1. 退職者医療交付金40,965千円につきましては、退職者医療給付費などに対し交付されるものでございます。

6 ページのほうをごらんください。

中段のほうになりますけれども、款の6. 前期高齢者交付金、項の1. 前期高齢者交付金、目1. 前期高齢者交付金310,370千円につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の方に係る医療給付費を対象に交付されるものでございます。

その下段になりますが、款の7. 県支出金、項1. 県補助金、目1. 県補助金、節2. 県調整交付金の27,151千円ですが、一般被保険者分の給付費の6%程度の一種交付金23,850千円と、医療費適正化事業等の二種交付金3,301千円分としているところでございます。

7 ページをごらんください。

中段のほうになりますけれども、款の8. 共同事業交付金、項の1. 共同事業交付金、目1. 高額医療費共同事業交付金の15,971千円についてですが、高額療養費1件当たりの給付費総額が800千円を超える医療費を対象に交付される共同事業交付金となります。

同項の目2. 保険財政共同安定化事業交付金218,652千円につきましては、これは全ての医療費の実績に応じて交付されるものとなっております。

8 ページのほうをごらんください。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目1. 一般会計繰入金61,563千円ですが、一般会計からの繰入基準に基づいた保険基盤安定繰入金、出産育児一時金、財政安定化支援事業繰入金、国保総務事務費繰入金、それと、子どもの医療国保医療費繰入金及び国保制度関係業務準備事業費繰入金というもので構成をしております。

11 ページのほうをごらんください。

こちらのほうから歳出になりますが、款の1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費のほうですけれども、こちらのほうで共済費279千円と賃金1,706千円等を計上しており

ます。こちらのほうで、国のほうにおきまして保険者努力支援制度というのをこのたび前倒しで導入しております。医療費適正化の効果などで努力した市町村、これは保険者ですけれども、これを支援することを目的としておりまして、昨年度は一般会計のほうで雇用しておりました臨時職員に係る経費を今回、国保の医療費適正化事務に担わせることで、国の交付金対象とすることで一般財源の支出を抑制するというように考えております。

12ページのほうをごらんください。

款の2. 保険給付費、項の1. 療養諸費、目1. 一般被保険者療養給付費、節19. 負担金、補助及び交付金512,400千円ですが、一月当たり42,700千円での算定を行っているところで

す。同項、目2. 退職被保険者等療養給付費、節19. 負担金、補助及び交付金33,600千円ですが、こちらにつきましても一月当たり2,800千円での算定を行っているところで

13ページをごらんください。

下段になります。款の2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目1. 一般被保険者高額療養費、節19. 負担金、補助及び交付金79,200千円ですが、一月当たり6,600千円見合いでの算定を行っております。

同項の目2. 退職被保険者等高額療養費、節19. 負担金、補助及び交付金6,000千円につきましては、一月当たり500千円程度での算定を行っているところで

15ページをごらんください。

下段のほうになりますけれども、款の3. 後期高齢者支援金等、項1. 後期高齢者支援金等、目1. 後期高齢者支援金、節19. 負担金、補助及び交付金102,384千円につきましては、国民健康保険税の一部や療養給付費負担等を財源といたしまして、後期高齢者医療制度に対する支援金というふうになっております。

17ページのほうをごらんください。

款の6. 介護納付金、項の1. 介護納付金、目1. 介護納付金、節19. 負担金、補助及び交付金35,907千円ですが、前述の後期高齢者支援金と同様に介護納付金として納付するものでございます。

中段にございます款の7. 共同事業拠出金、項の1. 共同事業拠出金、目1. 高額医療費拠出金、節19. 負担金、補助及び交付金15,972千円ですが、国保連合会に対して経費を拠出し、その一部を県が負担することによって国保事業の運営安定化を図るものでございます。

同項の目2. 保険財政共同安定化事業等拠出金218,653千円につきましては、全ての医療費を対象として保険財政安定化事業に市町村が拠出し、国保事業の安定化を図るものというふうになっております。

18ページのほうをごらんください。

款の8. 保健事業費、項の2. 保健事業費、目の2. 疾病予防費、節1の報酬及び節4の

共済費のほうですけれども、先ほどの総務管理費のほうの一般管理費でも申しあげましたけれども、国におけます保険者努力支援制度を導入しております、被保険者が重篤な疾病に罹患して保険給付費が上昇しないように、健診の段階で早期受診をし、重症化しないような予防対策に重点を置くよう国の施策が現在シフトしているところでございます。予防の効果などに努力した市町村を支援するためのインセンティブを設けており、平成28年度でこちらのほうも一般会計のほうで雇用していた臨時職員のほうに係る経費を今回、国の交付金対象とすることで一般財源の支出の抑制を図るということをしております。

以上、議案第11号の補足説明を終わります。

私のほうからは最後になりますけれども、議案第12号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきますので、お手元に資料を御用意ください。

議案第12号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算ですが、予算書2ページのほうをごらんください。

第1表 歳入歳出予算をごらんください。

第1表 歳入歳出予算ですが、歳入です。

款の1. 後期高齢者医療保険料、71,072千円。

款の2. 使用料及び手数料、2千円。

款の3. 繰入金、23,816千円。

款の4. 繰越金、1千円。

款の5. 諸収入、873千円。

合計、95,764千円となります。

下段3ページのほうをごらんください。歳出になります。

歳出。款の1. 総務費、500千円。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、93,892千円。

款の3. 保健事業費、840千円。

款の4. 諸支出金、32千円。

款の5. 予備費、500千円。

歳出合計、95,764千円となります。対前年度の当初比としましては0.4%の増となっております。

次に、予算に関する説明書により説明をいたします。説明書の3ページをごらんください。

歳入ですが、款の1. 後期高齢者医療保険料、項の1. 後期高齢者医療保険料、目の1. 特別徴収保険料42,954千円及び目の2. 普通徴収保険料、28,117千円につきましては、現在の調定見込み額によるところでの算定となります。

下段の款の3. 繰入金、項の2. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、節の2. 保険基盤安定繰入金22,816千円につきましては、低所得者への保険料軽減対策に対し、県が4分

の3、町が4分の1を負担し、財政基盤の安定を図るため一般会計からの繰入金ということとなっております。

続いて、歳出のほうになりますが、少しページが飛びまして、7ページのほうをごらんください。

款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目の1. 後期高齢者医療広域連合納付金、節19. 負担金、補助及び交付金93,892千円につきましては、歳入の保険料、保険基盤安定繰入金との合算額を広域連合に納付するものです。

以上、議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第11号及び議案第12号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。補足説明の途中ですが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、11時20分まで休憩いたします。休憩。

午前11時3分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○財政課長（高島浩介君）

皆様こんにちは。私のほうからは、議案第6号、第10号、第13号につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の準備のほうをお願いいたします。

初めに、補正総額のほうでございますが、予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正、こちらのほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、補正額、計の順に読み上げて御説明をいたします。

款の1. 町税、補正額8,600千円、計1,361,710千円。

款の3. 利子割交付金、補正額マイナス500千円、計1,200千円。

款の6. 地方消費税交付金、補正額11,900千円、計161,000千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額マイナス50千円、計6,071千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額マイナス4,419千円、計66,186千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額1,415千円、計80,114千円。

款の13. 国庫支出金、補正額マイナス11,794千円、計616,146千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、補正額634千円、計8,287千円。

下に移りまして、款の15. 県支出金、補正額マイナス1,046千円、計403,618千円。

款の16. 財産収入、補正額4,878千円、計4,887千円。

款の17. 寄附金、補正額2,102,967千円、計4,703,181千円。

款の18. 繰入金、補正額1,414,857千円、計4,901,628千円。

款の20. 諸収入、補正額2,400千円、計68,915千円。

歳入合計、補正額3,529,842千円、計13,744,779千円。

続きまして、4ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額マイナス219千円、計77,214千円。

款の2. 総務費、補正額3,488,926千円、計9,363,432千円。

款の3. 民生費、補正額6,822千円、計1,580,514千円。

款の4. 衛生費、補正額6,243千円、計616,748千円。

款の6. 農林水産業費、補正額マイナス9,345千円、計369,996千円。

款の8. 土木費、補正額14,597千円、計281,645千円。

下のページに移りまして、款の9. 消防費、補正額マイナス3,941千円、計330,418千円。

款の10. 教育費、補正額35,659千円、計542,433千円。

款の11. 災害復旧費、補正額マイナス2,800千円、計17,124千円。

款の12. 公債費、補正額マイナス6,100千円、計523,369千円。

歳出合計、補正額3,529,842千円、計13,744,779千円。

続きまして、6ページのほうをお願いいたします。

第2表、継続費の補正でございます。読み上げて御説明のほうをいたします。

款の9. 消防費、項の1. 消防費、事業名、防災行政無線整備事業、補正前、総額328,067千円、平成28年度、年割額267,720千円、補正後、総額218,264千円、平成28年度、年割額157,917千円。こちらにつきましては、事業費の確定により今回補正を行っておるものでございます。

続きまして、7ページのほうをお願いいたします。

第3表繰越明許費のほうでございます。こちらにつきましても、読み上げて御説明をいたします。

款の2. 総務費、項の3. 戸籍住民基本台帳費、事業名、個人番号カード交付事業、727千円。こちらにつきましては、国のほうが事業を繰り越したものでございます。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、町民センターホール空調設備更新事業、35,000千

円。町民センターホールの空調設備のほうを老朽化のために更新するというものでございます。

以上を繰越事業として取り組んでいくものでございます。

それでは、主な補正内容について御説明をさせていただきます。

補正予算に関する説明書、こちらの3ページのほうをお願いいたします。

2の歳入のほうでございます。

款の1. 町税、項の1. 町民税、目の1. 個人、節の1. 現年課税16,600千円。

そのすぐ下のほうになりますが、目の2. 法人、節の1. 現年課税マイナス17,000千円。

また、下の欄に移りまして、款の1. 町税、項の2. 固定資産税、目の1. 固定資産税、節の1. 現年課税11,400千円。

1枚めくりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の6. 地方消費税交付金、項の1. 地方消費税交付金、目の1. 地方消費税交付金、節の1. 地方消費税交付金11,900千円。これらにつきましては、税関係のほうが決算見込みを行ったことによります補正となっております。

また、一番下のほうの欄になります。

款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金、保育所入所負担金マイナス5,000千円。これにつきましては、法改正によります多子世帯保険料等の軽減によるものということでございます。

1枚めくりまして、7ページのほうをお願いいたします。

款の13. 国庫支出金、項の2. 国庫補助金、目の5. 民生費国庫補助金、節の2. 児童福祉費補助金の中で、保育所等施設整備交付金6,664千円。これは、国の加速化プランというものの申請が認められたということによる増額となっております。

下のほうに移りまして、目の7. 消防費国庫補助金、節の1. 消防費補助金で、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費補助金マイナス14,391千円。防災行政無線の実施に伴いまして戸別受信機の配付を行っておりますが、当初の見込みよりも申し込みが少ないということで、今回、減額申請を行ったものでございます。

1枚めくりまして、8ページのほうをお願いいたします。

最上段のほうになりますが、款の13. 国庫支出金、項の3. 国庫委託金、目の1. 総務委託金、節の3. 参議院議員選挙委託金マイナス3,811千円。選挙の終了によります選挙費用の確定による減額でございます。

1枚めくりまして、11ページのほうをお願いいたします。

款の17. 寄附金、項の1. 寄附金、目の1. 総務寄附金、節の1. 総務寄附金、右の説明欄の中段のほうになりますが、3,000千円。こちらにつきましては、法人2社様より御寄附をいただいたものでございます。

次に、その下のほうになります。

ふるさと納税寄附金21億円。寄附の増加見込みによるものです。こちらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金マイナス24,588千円。今回の補正によります財源調整分ということで、基金のほうに繰り戻すものでございます。これによりまして財政調整基金の積立額のほうは554,411千円となってまいります。

下のほうに移りまして、目の12. ふるさと寄附金基金繰入金、節の1. ふるさと寄附金基金繰入金1,438,989千円。先ほどのふるさと納税寄附金の増加に伴いまして、返礼品等の経費として一般会計のほうに繰り入れを行うものでございます。

1枚めくりまして、12ページのほうをお願いいたします。

款の20. 諸収入、項の3. 受託事業収入、目の3. 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入、節の1. 町内遺跡発掘調査事業費マイナス4,074千円。業務の都合によりまして、今回、事業実施ができなかったための減額ということでございます。

下のほうに行きまして、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入、右の説明欄の下から2番目になります。前年度鳥栖・三養基西部環境施設組合負担金精算金4,276千円。前年度の決算の確定によるものでございます。

続きまして、歳出のほうでございます。15ページのほうをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の1. 一般管理費、節の3. 職員手当等というところでございますが、右の説明欄の下から2番目でございます。退職者特別負担金6,340千円。早期退職者分の負担分ということで、佐賀縣市町総合事務組合のほうへ支払うものでございます。

16ページのほうをお願いいたします。

同じく総務管理費で、節の19. 負担金、補助及び交付金、右の説明欄の2段目のほうになります。市町村職員共済組合追加費用マイナス9,000千円。こちらにつきましては、恩給分の負担金ということで当初予算のほうに概算で計上しておりましたが、今回、額が確定したということによる減額でございます。

17ページをお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の6. 企画費、節の13. 委託料、右の説明欄の2段目のほうになります。ポータルサイト構築委託料マイナス9,000千円。マイナンバー制度の開始に伴いまして、県のセキュリティー強化対策が実施されるということで、今回、この対策終了後に構築の時期を変更したいということによる減額でございます。

下のほうに行きまして、目の9. 減債基金費、節の25. 積立金50,396千円。今後の起債の償還等への蓄えとするものということでの積み立てでございます。

すぐ下のほうになりますが、目の10. ふるさと納税費、節の8. 報償費、ふるさと納税謝礼1,183,652千円から、次の18ページめくっていただきまして、節の25. 積立金2,102,039千円まで。これらにつきましては、先ほど歳入のほうで御説明いたしましたふるさと寄附金、こちらに伴う歳出のほうとなってまいります。

下に移りまして、目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金100,254千円。こちらにつきましては、今後、老朽施設等の改修等が出てくるということで、そちらへの蓄えとするものでございます。

ページのほうが飛びますが、24ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の1. 児童福祉総務費、節の20. 扶助費、保育所運営費12,560千円。法改正によります単価の見直しと、対象者数の増加によるものでございます。

25ページのほうをお願いいたします。

款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の2. 児童措置費、節の20. 扶助費、児童手当マイナス4,000千円。こちらにつきましては、今回、申請見込みの見直しによる減額でございます。

1枚めくりまして、26ページのほうをお願いいたします。

款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の3. 母子衛生費、節の20. 扶助費、子どもの医療費助成4,574千円。今年度、申請見込みが増加したことによるものでございます。

下に行きまして、目の4. 健康増進事業費、節の19. 負担金、補助及び交付金、右側説明欄の一番下のほうになりますが、後期高齢者医療広域連合療養給付費前年度精算負担金5,038千円。前年度の療養給付費の確定によるものでございます。

ページのほうが飛びますが、30ページのほうをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の5. 土地改良費、節の19. 負担金、補助及び交付金、右側説明欄の中段のほうになりますが、農業水利施設ストックマネジメント事業補助金マイナス3,150千円。国の事業費の減額に伴うものということでございます。

すぐ下のほうになります。

目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金、農業集落排水特別会計繰出金マイナス5,261千円。農業集落排水特別会計の決算見込みによる減額でございます。

31ページのほうをお願いいたします。

款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の3. 道路新設改良費、節の22. 補償、補填及び賠償金、用地買収に伴う補償費ということで12,000千円。町道坊所南北線改修に伴います家屋等の移転補償費ということでございます。

ページのほうが飛びますが、37ページのほうをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の5. 社会教育費、目の2. 社会教育施設費、節の15. 工事請負費、

町民センターホール用空調設備更新工事35,000千円。老朽化による空調設備の更新工事のほうでございます。設備機器等の準備に時間がかかるということで、先ほど御説明をいたしました明許繰り越しのほうをお願いするものでございます。

下のほうになります。

目の3. 文化財保護費、節の17. 用地購入費、米多浮立会場周辺用地購入費12,555千円。米多浮立会場周辺の駐車場等の用地購入費ということでございます。

1枚めくりまして、39ページのほうをお願いいたします。

款の11. 災害復旧費、項の1. 農林水産施設災害復旧費、目の1. 農林施設災害復旧費、節の15. 工事請負費、農林施設災害復旧工事マイナス4,300千円。鎮西山林道等の災害復旧工事の終了による減額でございます。

1枚めくりまして、40ページのほうをお願いいたします。

款の12. 公債費、項の1. 公債費、目の2. 利子、節の23. 償還金、利子及び割引料、こちらのほうで償還利子マイナス3,800千円。こちらにつきましては、起債の借りかえ等によります率の見直しによる減額となっております。

以上で議案第6号の補足説明のほうを終わっていきたいと思います。

続きまして、議案第10号 平成29年度上峰町一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の当初予算につきましては、骨格的予算ということで、人件費、扶助費等の義務的経費並びに継続的な補助事業等の経費を中心に計上しておりますが、予算規模としましては、対前年比128.4%ということで大きくなっております。

この要因としましては、ふるさと納税寄附金、こちらのほうが昨年の20億円から40億円に、それに伴いまして返礼品等の経費であります寄附金基金繰入金、こちらのほうが約24億円から約33億円ということで、増加で計上されていることによるものでございます。ふるさと納税の影響額を除いたところでの比較になりますと、平成28年度の当初予算のほうが約4,586,000千円、平成29年度当初予算のほうが約3,987,000千円ということで、マイナス599,000千円ということで約13%ほど予算規模のほうは縮小しております。

それでは、予算書の準備のほうをお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうでございます。款、それから金額の欄を読み上げて御説明とさせていただきます。

款の1. 町税、金額1,366,833千円。

款の2. 地方譲与税、金額31,500千円。

款の3. 利子割交付金、12,000千円（47ページで訂正）。

款の4. 配当割市町村交付金、4,080千円。

款の5. 株式等譲渡所得割市町村交付金、3,721千円。

款の6. 地方消費税交付金、159,900千円。

款の7. 自動車取得税交付金、4,340千円。

款の8. 地方特例交付金、6,071千円。

下のほうに参りまして、款の9. 地方交付税、889,049千円。

款の10. 交通安全対策特別交付金、1,625千円。

款の11. 分担金及び負担金、40,368千円。

款の12. 使用料及び手数料、78,333千円。

款の13. 国庫支出金、454,259千円。

款の14. 国有提供施設所在市町村助成交付金、8,287千円。

款の15. 県支出金、277,303千円。

めぐりまして、4ページのほうをお願いいたします。

款の16. 財産収入、7千円。

款の17. 寄附金、4,000,197千円。

款の18. 繰入金、3,334,229千円。

款の19. 繰越金、50,000千円。

款の20. 諸収入、44,513千円。

款の21. 町債、170,877千円。

歳入合計10,926,692千円。

続きまして、歳出のほうでございます。

款の1. 議会費、77,085千円。

款の2. 総務費、7,450,743千円。

款の3. 民生費、1,227,520千円。

款の4. 衛生費、618,595千円。

款の6. 農林水産業費、379,421千円。

6ページのほうをお願いいたします。

款の7. 商工費、13,207千円。

款の8. 土木費、142,961千円。

款の9. 消防費、159,523千円。

款の10. 教育費、432,411千円。

款の11. 災害復旧費、49千円。

下に行きまして、款の12. 公債費413,195千円。

款の14. 予備費、11,982千円。

歳出合計10,926,692千円となっております。

続きまして、8ページのほうをお願いいたします。

第2表地方債のほうでございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額170,877千円、起債の方法、普通貸借または証券発行、利率、年利4%以内、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるという内容でございます。

以上で議案第10号のほうの補足説明を終わりたいと思います。

続きまして、議案第13号 平成29年度上峰町土地取得特別会計予算、こちらにつきまして補足説明をさせていただきます。

予算書の準備のほうをお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

まず、歳入のほうからでございます。

款の1. 財産収入、金額11千円。

款の2. 繰入金、1千円。

款の3. 繰越金、1千円。

款の4. 諸収入、1千円。

歳入合計14千円。

続きまして、歳出のほうでございます。

款の1. 土木費、13千円。

予備費、1千円。

歳出合計14千円。こちらにつきましては、頭出し等々で全く前年と一緒の予算となっております。

以上で議案第13号のほうの補足説明を終わります。

私からの補足説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

私のほうから議案第9号及び議案第14号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第9号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）でございます。

それでは、予算書により説明しますので、準備方をよろしく申し上げます。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

初めに、予算の総額を申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございますが、款、補正額、計の順に読み上げて説明いたします。

款の 1. 分担金及び負担金、補正額3,920千円、計の8,400千円。

款の 2. 使用料及び手数料、補正額2,910千円、計の144,210千円。

款の 4. 財産収入、補正額36千円、計の37千円です。

款の 5. 繰入金、補正額マイナスの5,261千円、計の243,959千円。

款の 6. 繰越金、補正額ゼロです。計の12,797千円。これにつきましては、充当につきまして財源変更しておる関係で表示をされておりますが、金額の変更はあっておりません。

歳入合計の補正額1,605千円、計の535,405千円でございます。

続いて、下段の 3 ページの歳出でございます。

款の 1. 総務費、補正額1,605千円、計の157,544千円。

款の 2. 公債費、補正額ゼロ、計の377,361千円。このゼロにつきましては、金額は変わっておりませんが、公債費の充当によりまして、歳出でもありますが、繰越金から一般会計への繰入金に財源変更しているものでございます。

歳出合計の1,605千円、計の535,405千円でございます。

めくっていただきまして、下段のほうでございますが、平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）に関する説明書でございます。

2 つめくっていただきまして、3 ページをお願いいたします。

3 ページ、歳入の分でございますが、まず、款の 1. 分担金及び負担金、項の 1. 分担金、目の 1. 分担金の、節の 1. 分担金ですが、受益者分担金のマイナス80千円でございますが、これは、平成27年度に収入済みの分がございまして、予算から今回落とさせていただく分でございます。

その下段の受益者分担金新規加入金でございますが、4,000千円。これは、三上地区の 3 件、それから坊所処理地区の15件、切通地区の 2 件、合わせまして20件の新規加入があった分で計上させていただいている分でございます。

それから、下段の款の 2. 使用料及び手数料、項の 1. 使用料、目の 1. 使用料の処理施設使用料でございますが、現年度分の使用料1,700千円でございます。今回、つなぎ込みの増によりまして、予算現額139,800千円から、収入見込みといたしまして141,500千円を見込んでおりますので、その差額分1,700千円を計上している分でございます。

続きまして、過年度分の使用料でございますが、これは収入増ということで予算現額1,500千円を計上しておりますが、もう既に入っている分2,710千円ということで、差額の1,210千円を計上させている分でございます。

それから、款の 4. 財産収入、項の 1. 財産運用収入、目の 1 の利子及び配当金でございますが、農業集落排水事業減債基金利子36千円。これは、今年度の利子分が見込みとして確定している分でございますので、36千円を計上させていただいております。

めくっていただきまして、4 ページをお願いいたします。

款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金でございます。マイナスの5,261千円。これは町の一般会計からの繰入金を減額しておりますが、新規加入分の4,000千円と、それから使用料の増加分の一部につきまして予算増となりましたので、今回、町のほうにお返しする分でございます。

下段の5ページでございます。

歳出でございます。

款の1. 総務費、項の1. 総務管理費の、目の1. 一般会計管理費の中で、節の11の需用費でございます。消耗品費の400千円につきましては、真空弁のオーバーホールの部材を購入したいということで400千円を計上している分でございます。

6の修繕費につきましては、処理施設内の機械器具によるポンプ等の修繕ということで、293千円を計上させていただいております。

12の役務費につきましては、今回、事業所の水質検査等、今年度実施する対象事業所の該当がありませんでしたので、126千円を減額している分でございます。

15の工事請負費の分でございますが、江迎処理区管路施設工事が確定いたしまして、入札減、契約済みということで400千円を減額させている分でございます。

それから、27の公課費でございますが、消費税及び地方消費税ということで1,400千円。これにつきましては、昨年の納付が5,476千円ございまして、4,000千円超える分につきましては、消費税法の42条並びに48条によりまして年3回の中間申告が必要ということで、申告と同時に納税が必要となってまいりました。これは、あらかじめ事前の納付ということでございまして、4,200千円の分を3回に分けて納付するわけでございますが、1回目は納付しておりますが、この分につきましては2回目の昨年、平成28年度の7月分から9月分の3カ月分のものでございます。これを3月末の納期限ということでありますので、1,400千円を計上させていただいております。

それから、下段の減債基金による積立金でございますが、38千円。これは、基金利子の分を積み立てる分でございます。

下段のほうの公債費につきましてでございますが、これは、財源変更はしておりますが、金額の増減はあっておりません。

以上で終わります。今回の補正につきましては、よろしく御審議方をお願いして補足説明とさせていただきたいと思っております。

続きまして、議案第14号でございます。

平成29年度上峰町農業集落排水特別会計予算書についてでございますが、ページをめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

初めに予算の総額を説明いたしますが、歳入の分ですけど、款、金額の順に説明いたします。

まず、款の1. 分担金及び負担金、金額400千円。

款の2. 使用料及び手数料、141,900千円。

款の4. 財産収入、1千円。

款の5. 繰入金、253,029千円。

款の6. 繰越金、1千円。

款の7. 諸収入、金額2千円。これは、預金利子と雑入、合わせまして2千円です。

款の8. 町債、金額125,500千円でございます。

歳入合計の520,833千円でございます。

続いて、下段の3ページ、歳出でございます。

款の1. 総務費、金額140,639千円。

款の3. 公債費、金額378,432千円。

款の4. 予備費です。金額1,762千円。

歳出合計の520,833千円でございます。

めくっていただきまして、4ページ、第2表の地方債であります。

起債の目的といたしましては、下水道事業資本費平準化債、限度額は125,500千円でございます。起債の方法といたしましては、普通貸借または証券発行ということで、年利4%以内でございます。

以下、ごらんの記載のとおりでございますが、今年度の償還金の一部として資本費平準化債、年利4%以内の利率で計画をさせていただいてもらっておるところでございます。

続きまして、下段のほうでございますが、説明書ということで、めくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、重立ったものを説明いたします。

まず、款の1. 分担金及び負担金、項の1. 分担金、目の1. 分担金の、節の1. 分担金でございますが、受益者分担金で、この件につきましては過年分がまだ未収済みでございます。この分が1件200千円で計上させていただいております。

それから、受益者分担金新規加入分でございますが、年度当初ということで、1件分の頭出し200千円を計上させてもらっておるところでございます。

款の2. 使用料及び手数料、項の1. 使用料、目の1. 使用料の、節の1. 処理施設使用料でございます。現年度使用料でございますが、今年度につきましては、平成28年度のつなぎ込み増によりまして6期に分けて徴収いたしますが、23,500千円の6期分ということで、前年度より1,200千円の増額で予算計上させていただいておるところでございます。141,000千円でございます。

過年度分の使用料でございますが、この件につきましては平成28年度の収入増ということで、3月補正にも1,210千円ほど計上させていただきましたけれども、現在の未収調定額を

加味して、900千円を計上させていただいておるところでございます。前年度の600千円減で計上しております。

それから、下段になりますが、款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金は、今年度250,127千円でございます。これは、主に償還金に充てる分でございますが、償還元利分といたしまして183,574千円と、元利利子分66,056千円、それから予備費に497千円、合わせましたところで前年度比9,914千円ほど増でございますが、この増につきましては、坊所処理場で借りた元金償還の据置期間が過ぎまして、その分が6,252千円増加した分と、それから、資本費平準化債の算定方法の変更によりまして、借入分が7,100千円減額になっておるところで、今回9,914千円の増を見込んでいるところでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、歳出でございます。

まず、款の1. 総務費、項の1. 総務管理費の、目の1. 一般管理費の中で、需用費の修繕費でございます。これが8,070千円。これは、前年度とほぼ同額ではございますが、この件につきましては、主に江迎処理場の真空ポンプの取りかえに約3,000千円、それから前牟田処理場の2番目の圧送ポンプオーバーホールが2,500千円を予定しております。前牟田処理場の水中攪拌装置の取りかえで約1,000千円、切通処理場の場内ポンプのマンホールポンプの取りかえが約1,000千円、その他の部材の補修ということで570千円、合わせて8,070千円を予定しておるところでございます。

それから、ちょっと下へ飛びまして、13の委託料でございますが、農業集落排水処理施設維持管理委託料121,005千円でございます。これも前年度と金額は変わっておりませんが、この件につきましては、坊所処理場の常設部分も含めまして、長期維持管理契約を第一環境さんのほうと結んでおりまして、29年度は更新の時期ではございますが、前年度と同じ額を調整し、お願いをしておるところでございます。

続きまして、下段の下水道使用料徴収事務委託料でございますが、これも平成18年度から東部企業団のほうに徴収事務をしておりますが、金額につきましては、前年度と変わっておりません。

なお、各処理場の電気工作物なり、下段の消防用設備点検の委託につきましては、金額は前年度と変わっていない分で計上させていただいております。

続いて、下段の7ページでございますが、7ページの中で、一般管理費の一番下の27. 公課費、消費税及び地方消費税ということで、2,800千円計上しております。これも補正予算のときに若干説明いたしましたけれども、これは中間申告ということで、平成28年10月から12月分、3カ月分が1,400千円、それから、明けまして、平成29年1月から3月分が1,400千円、2,800千円の中間申告による納税ということでございます。この件につきましては、ことしの平成29年度の9月に確定申告をいたしますが、その分の事前の予納金ということで、確定

申告分の金額によってこの分を調整させていただくということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたけれども、8ページでございますが、中ほど款の3の公債費、項の1. 公債費、目の1. 元金につきましては、今年度312,376千円でございます。この件につきましては、下水道の元利償還金につきましては、今年度より坊所処理場機能強化事業の元利償還分の据置部分の経過が加わりましたところで、前年度比6,252千円の増となっておりますので、この312,376千円でございます。

下段の利子、償還利子の65,966千円でございますが、この件につきましては、既に借入分の計算、65,196,510円と、平成28年度内に借り入れた分の予定といたしまして768,600円を合わせたところで償還利子分を計上させてもらっておりますのでございます。

重立ったものは以上でございます。

平成29年度につきましても、事業費は実施しておりませんので、主に一般管理費中心の予算案となっております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。少し長くなりましたが、補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。提案理由の説明が終わりましたので、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。休憩。

午後0時4分 休憩

午後1時 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

午前中に引き続きまして、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま高島財政課長から、本日午前中の補足説明の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○財政課長（高島浩介君）

先ほど私が補足説明をいたしました議案第10号 上峰町一般会計予算書、こちらの中の2ページ目になりますが、第1表歳入歳出予算、その中の款の3. 利子割交付金で、こちらの金額が1,200千円となっておりますが、私のほうが読み違いまして12,000千円ということで皆様に御説明を差し上げたようでございます。今回、1,200千円ということで訂正をさせていただきます。どうも申しわけございませんでした。

○議長（寺崎太彦君）

高島財政課長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。高島財政課長からの発言の訂正は許可することに決定しました。次に進みます。

お諮りいたします。ただいま河上健康福祉課長から、本日午前中の補足説明の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

午前中に私のほうで補足説明をいたしました議案第11号 上峰町国民健康保険特別会計予算及び議案第12号 平成29年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明中、両者とも、第1表 歳入歳出予算の歳入歳出を御説明差し上げる際に、「歳入歳出予算補正」という形で「補正」という文言を使用しておりました。当初予算でございますので、補正ではございません旨申し上げます。今後このようなことがないように、深くおわび申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

河上健康福祉課長からの発言の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。河上健康福祉課長からの発言の訂正は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第6 議案第6号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．議案審議。

議案第6号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

これはお尋ねでございますが、議案第6号の款の20．諸収入のところの前副町長給料返納分と、こういうふうに金額的には505千円でございますが、今まで行政からの報告では、寄附でないといけないというふうな説明等々を聞いておりましたので、これは文言がこのままでいいのかどうか、お尋ねをします。

○総務課長（江崎文男君）

副町長の給料分の返納ということで御質問がありました。

副町長につきましては、昨年4月より本町に勤務されて、途中、病気ということで辞職されたものでございます。その間、7月、8月分の給料につきまして、本町ももともと給料の減額、または寄附、または自主返納というようなところで考えておったわけでございますけれども、基本的に給料の減額ということには当たらないという中で、町といたしましても、当初は寄附での方向ということで本人からの自主返納に対しては寄附の方向で考えておりましたけれども、町といたしまして、再度、弁護士のほうに確認をいたしましたところ、本人が要望しております自主返納に当たるということで、最終的には結論を出したわけでございます。それで、本人からの自主返納によります回答といたしまして、平成28年8月30日に、給与の返納に関する申し出についてということで本人宛てに回答をしたわけでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

そういうことであるとするならば、補足説明の中できちっと説明をしてくださいよ。今までそれについて議会の報告はそれ以上あっていないもんね。それをきちっとやってもらわないとできない問題であろうというふうに思います。と同時に、副町長さんの件というのは、まだいろいろと未解決な部分がございますよね。

これ、505千円というと1カ月分ですかね。

○総務課長（江崎文男君）

給料の自主返納分の月につきましては、7月、8月の2カ月分でございます。7月につきましては7月いっぱい、8月については日割り計算ということになります。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

締め切りの問題等々あって、こういうふうになるだろうと僕も考えますが、そうしますと、副町長の件につきましては、今までの説明の中で診断書が出たというお話もありました。診断書が出たとするならば、返納する必要はないんじゃないかならうかと僕は個人的に思うよ。詳

しく法律等々についてはわかりませんが、職員さんが休むとき、診断書を出して給料は当たり前に来るでしょう。そういうふうな取り扱いになるのではないかというふうに考えますがね。

恐らく8月が日割り計算ということなので、8月の何日かに町長からの報告では受理をしましたよという報告はいただいております。そうしますと、診断書はいつまで出ておったかという問題になるだろう。そこら辺については、これちょっと問題ですよ、総務課長。簡単に説明ばしよるけど。これ、きちっとした形で説明をしてもらわないとできないであろうと思います。そこら辺を、きょうじゃなくてもいいけれども、きちっとした形をとってほしいなというふうに強くお願いをしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○8番（大川隆城君）

予算書の23ページ、民生費の中の目の3、老人福祉費の19節の負担金、補助及び交付金の中で介護ロボット導入促進事業補助金648千円、これを済みません、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

申しわけございません。介護ロボット導入促進事業の内容かというふうに思います。

こちらにつきましては、国庫のほうから100%交付されます地域介護・福祉空間整備推進事業交付金というものがございます。こちらのほうを活用いたしまして、介護施設に介護ロボットを導入するというような内容のものです。現在想定しております介護ロボットにつきましては、マッスルスーツと言われるものです。

これは、圧縮空気を用いました人工筋肉、これを採用することで軽量・高出力を可能としておりまして、介護者の腰に大きな負担がかかるものを、そういった作業を支援するものとなっております。

以上です。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどの吉富議員の御質疑にちょっと補足をさせていただきますが、一般職と並べて御説明をされたことと思います。

通常、病休休暇等の期間に値する間の給与については、一般職について返納する必要はもちろございませんけれども、特別職につきましては、ただいま確認したところ、そうしたものがございませんで、自主返納するしかないということで確認がされていると聞きました。すなわち、寄附という行為を行うこともさまざまな上部団体との協議だと思っておりますけれども、

適当でないということで、自主返納をされたいという旨の意向も御本人からいただいた上で自主返納をされる手続でこの予算に上がっているものというふうに理解をしております。ちょっと言葉足らずで議員の御理解が至っていないところがあるかもしれませんが、そのようなところで考えておりますので、御理解いただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

今、詳しく町長のほうから御説明がございましたが、診断書の件についてはどうなんでしょうね。診断書がどのくらいの期間で出ているのか、僕たちはわかりません。特別職であろうと、病気休暇という形をとるならば、自主返納もする必要ないのではないかという考えは持っておりますので、それをきちとした形で、きょうでなくてもいいから御説明をくださいというお願いをしたところです。

○町長（武廣勇平君）

お答えを申し上げます。

一般職は、通常、病気休暇等の期間について返納する必要もないし、当然そういうものがあるということがございますが、特別職については、そういう一般職のルールが当てはまらないところがあるようございまして、自主返納をするということで対応させていただきたいということで確認がとれているようございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

確かに一般職の方と特別職の取り扱いというのは、法的には僕は詳しくわかりませんので、後できちとした説明をお願いしますということをお願いをしたんですが、町長のほうからそういう説明もいただきまして、本人みずからが自主返納したいという申し出があったから受け入れをしたということで理解してよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

本人みずからもそのように申されておられますし、通常一般的に特別職がそういう形で休暇等やむない状況になった場合は自主返納するのが適当だという判断も、上部団体等の協議の中で確認できたものと思っております。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（碓 勝征君）

37ページの文化財保護費の用地購入費の関係でございますけれども、平成28年度の佐賀県さが未来スイッチ交付金事業ということの内容のようでございますけれども、これの交付金事業の申請額、内容をちょっと教えていただきたいと思っております。

○文化課長（原田大介君）

米多浮立の会場周辺用地購入費ということで、平成28年のスイッチ交付金事業の内容とい

うことでございます。

これにつきましては、大きく3本柱をつくっております。そのうちの1本が、米多浮立に関する地元の方々の勉強会ということで、有識者をお招きして勉強会を開催する、講演会もできたら開くということで、ちょっと手元に資料がございませんので、正確な数字はわかりませんが、その経費が大体400千円程度組んでおったかと思えます。

それと、子ども米多浮立を立ち上げましたけれども、その分の備品の整備、衣装の整備に約800千円、それから、大きいものとしましては、米多浮立の会場が老松神社と、お旅所と瑞応寺跡がありますが、そこに案内板を3カ所に設置するというので1,200千円の経費を申請して補助事業を現在行っているところでございます。

以上です。

○4番（碓 勝征君）

用地購入費も、もちろんこのスイッチ交付金事業に組み入れて申請はやっておるわけでしょう、どんなですかね。

○文化課長（原田大介君）

用地購入費につきましては、この交付金事業の中には入っておりません。

○4番（碓 勝征君）

さが未来スイッチ交付金事業の事業内容、いわゆる申請内容の中において用地購入費は入っていないけれども、いわゆるこの交付金事業とセットにして用地も対応していくという形にはなるわけですかね。

○文化課長（原田大介君）

用地等の関係ということでございますが、先ほども申しましたとおり、3カ所に案内板を設置するという事業がスイッチ交付金の事業に入っております。その中で、老松神社につきましては、北側の空き地にできれば看板を立てたいという、保存会、地元の御希望でしたので、そしたら、とりあえず借地でいきましょうかというようなお話をしておりました。借地ということで、地権者さんとまずお話をさせていただいたところ、そういったことならば、保存会、地元のほうで有効に活用していただけるならば譲ってもいいよという御意思でしたので、ここに補正予算として上げさせていただいているという経緯でございます。

○4番（碓 勝征君）

いずれにいたしましても、米多浮立につきましては、県からの、国に絡めましての指定と申しますか、そういう存在もあるようでございますので、このことにつきましては、地権者のほうのお気持ちも十分あるようでございます。そういうことで、交付金事業との絡みでちょっとお尋ねをいたしました。わかりました。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

○9番（原田 希君）

今の関連なんですけど、看板を3カ所案内板というのはスイッチ交付金の交付金申請として申請をされているということですよ。そのときに、設置場所とかの詳細な、ここに付きますよとか、そういうのは申請のときには必要ないんでしょうか。

○文化課長（原田大介君）

スイッチ交付金の事業申請は県に渡しておりますが、その時点ではそういった詳細な資料等の添付は不要でございました。

○町長（武廣勇平君）

もう少し経緯を詳細にちょっとお伝えしないとかがみ合わない議論になるかなというふうに思いますので、答弁させていただきたいと思います。

米多浮立保存継承振興総合計画書という10年間の計画書を、これは過疎対策の室長だった、今の山口知事の予算を私が活用させていただきまして、浮立保存会の方々とコンサル会社も入りまして計画をされました。

その経緯についてちょっと申し上げますと、さまざまなアンケートをとられております。そのアンケートの中で出てきた言葉がございまして、町民からの活性化総合案ということで、浮立の里の案内板を老松神社北側に立ててはどうでしょうかというようなアンケート結果を受けまして、施策として、看板の設置と同様に米多浮立関連施設に、先ほど言いました案内板や看板の設置とともに駐車場の整備を行う方向で大きな総合計画がまず底流にございます。その上で、スイッチ交付金を昨年度活用させていただく中で看板を申請されたというふうに理解をしており、スイッチ交付金は上限額が用地購入等に充てられない小ぶりのものがございますので、保存会の皆様方からの要望であわせて土地の購入の要望が上がってきたというふうに理解していただければよいと思います。

以上です。

○9番（原田 希君）

であれば、前回もそういう話出たかもわかりませんが、何でこの時期にぽんと出てくるかというのがやっぱり疑問に思うわけなんですよ、計画性が本当にあるのかというところで。今のような経緯をたどっているのであれば、きちっと28年度当初にそういった説明もあつてよかったのかなと。そして、そこにこの購入費として上がっていれば自然な流れなのかなというふうにちょっと疑問を思うところでございます。

それから、例えば、12,555千円を自主財源で米多浮立の駐車場用地として買うということでございますけど、浮立は基本的に2年に1回、2日間開催されるわけなので、そこら辺のちょっと費用対効果といいますか、その都度借りるというところではいけないのかなということと、もう一つが、ほかにも、例えば各地区の神社なり、各地区の団体の方々から、そうであればここもこの施設の駐車場として買ってほしいというような声も当然上がってくると

思うんですよ。その場合、それを全て認めていくものなのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○町長（武廣勇平君）

まず1点目の、なぜこの時期かということですが、未来スイッチ交付金につきましては、さが段階チャレンジ交付金の後継の事業でございます。夏場以降の申請、そして、その後に交付決定がなされたということで、昨年度の後期に本町にも予算の充用が予定されたということでございます。その中で組み立てを行って行く中で3月までの失効が迫っているということでございました。内定の話も、皆さんが想定されるよりも随分遅く決まってきたものですから、実際、当初予算での計上が難しく、そのような運びになってきたというふうに私自身は理解をしております。

また、費用対効果でございますが、文化事業は専ら費用対効果の話を求められますが、私は米多浮立保存会の取り組みは、かなり費用対効果の議論にも乗っかっていけるぐらい努力をされている団体ではないかと思えます。みずからでブランド米をつくられたり、あるいは地域のランドマークとなる拠点を設けながら地域振興を図っていこうと、総合的に10年計画で進められておられるようでございますので、主体的に構築されましたこの計画を妨げる必要はなく、まず、こういう事業計画が成功するには、アーリー・スモール・サクセスといって、やはり小さな成功体験を積み重ねていくことが大切だとよく聞きます。保存会の天衝舞で成功され、これから神埼北茂安線が間もなく開通するのにあわせて、老松神社ここにありという地域のランドマークのシンボルをつくっていきたいということを通じて、多くの町民の皆さん方が米多浮立を町の大切な財産、伝統文化というふうに位置づけていきたいということ、駐車場を購入することだけを切り取って費用対効果で議論するべきものだろうかというところは感じます。

また、この計画をもちろんよくお読みのことだと思えますが、舗装についてもこれからしっかりやっていきたいということであったり、いろんな中学生や小学生のかかわりであったり、米多浮立の振興協議会というものをつくりながら、全町的なお祭りに仕立て上げていきたいという思いもたくさん思っておられますので、その旨もぜひ理解していただいた上で対応をしていただければと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいまの案件の関連でございますが、るる町長から説明をいただきました。ああ、もうなるほどなというふうに思います。しかしながら、これ、12月の定例会にも出ているんですよ。同じ案件で出ています。それで、給食問題で否決があったので、案件は全部否決なん

ですよ。これ、議会のルールなんです。そうしますと、なぜ今まで臨時議会しなかったのか、全協をなぜしなかったのか。そうすると、議会でこんなふうな質問を交わすことも要らん、そうでしょう。きょうも議長に僕は苦言したじゃないですか。これ、保存会の会長名で各議員さんに要望書が届いているんですよ。やっぱり全協なりして保存会の人を呼んで、どういうことなのってきちっと聞いて、議員の皆さんがどう判断されるかと。本議会で一発勝負みたいなことで、できると思う。僕はできないと思うんですよ。行政もやっぱりミスだと思えます。きちっとやる。保存会というのは御苦労して一生懸命頑張っておられるのは理解していますから。

これ、12月のときに僕はこう言っているはず。政教分離に抵触しないのかどうか。というのは、町で買って、そして、管理は保存会という発言がありますので、これは恐らく抵触にかかるであろうと思います。まず、もうやり方、方法はいろいろあると思うんですよ。あそこの木が繁茂をしたときに、前町長時代にあそこを伐採したことがあるんですよ。あれも政教分離で苦労しましたから。そういったことも本議会じゃなくて、できる時間は十分にあった。にもかかわらず、何も無い、本番でと、それじゃ理解に苦しむんですよ。僕はそう思うんですよ。

まず1点目として、政教分離に抵触するかしらないか、これ、やり方だと思うから、どのようにお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

まずその前に、全員協議会をなぜ開催しなかったかというお話について申し上げます。

議員必携にもよく書かれていると思いますが、全員協議会は3つのパターンで開かれます。議会独自の協議、または意見調整、これは町村長の出席はなく、議会の中での独自の打ち合わせや意見調整をするという立場で行うわけであります。

2番目に、本会議の審議に伴う協議、または意見調整。これは本会議開会後にさまざまな事案、事件等があった場合に議会を休憩して話し合いをするもので、執行機関と議会側の開会後の意見調整を行う立場で行うと。

3つ目に、町村長による事前説明及び意見の聴取。これにつきましては、恐らくこのことを言われていると思いますが、予定議案の事前説明については、行財政運営上の重要問題、企業誘致や開発行政に関連した対外折衝事項について意見を求める場合があると。予定議案の事前説明なんですよ。先般は議会を既に行っておりまして、私どもは未来スイッチ交付金が3月31日までに執行しなければいけないということは十分申し上げました。そのための用地購入であったということで御説明もしております。その上で、さらに、私どもから説明することを考えましたが、2月3日の時点で米多浮立保存会の皆様方から、議員も先ほど冒頭申されましたように、詳細な要望書という形で経緯の説明と、なぜこのタイミングで求めるかについての御説明があったものと思います。

私は、全員協議会はなかなか住民に見えにくい性質のものだというふうに思っています。この委員長必携、議員必携や、議長、委員長必携というのを見ても書いてありますが、よく全員協議会は闇政治と言われると。特徴としては、全員協議会は議員全体の非公式の場であるから、住民等の傍聴を許さない、議長の判断で許さないということができるということです。また、新聞記者等も完全公開でないだけに断ることができる。会議録に記載の義務はない。地方自治法や会議規則が働かないから、発言制限や規則違反のゆえに懲罰も働かない。全協で質疑、応答すれば、本会議ではその必要がなくなる、結局、本会議が形骸するという旨でこの委員長必携にも書かれておまして、よく多いのは、大都市ではなくて町村議会で全協を多用するということがございます。やはり議会内部の問題の意見調整にとどめ、本当に町民の皆さんに見える形で論点を整理して意見を聞かせるといことことは上峰町の発展につながるというふうに思っている、私自身の感覚が、これは前からございまして、全協というよりも、本来、委員会ですね。公の場といいますと、特別委員会等を用いて行く必要があるのではないかとこのころで考えております。今回は3日の日に、本来、全協を予定しようかと思っておりましたけれども、保存会から直接的に私どもよりもっと説得的な要望書が私にも議会にも届いたことを受けて、全員協議会を見送り、この議案審議の中で十分論点を整理されておりますので、説明を尽くしていこうというふうに考えていたところでございます。

以上です。

○教育長（矢動丸壽之君）

政教分離原則ということについて、今、7番議員からお尋ねがありました。

米多浮立保存会のこの行為につきましては、その目的は、宗教的な意義を持っているかと、そういうことではなくて、この保存会の皆さん方の活動は、さきの議会の折にも質問があったときに文化課長と答えておりましたけれども、町のイベントという、地域のお祭りだというような意味を持っておられまして、宗教的な意味を持っているものではないと。それから、その効果が、その宗教、これを援助するものであるか、助長するか、あるいはもう逆にブレーキをかけるかと、そういうものかどうか、そういう観点から政教分離かどうかということ判断されると。これは最高裁の判例からもそのようになっております。

今回提案している用地公有化というものは、佐賀県の重要無形民俗文化財ということに指定されている米多浮立ですから、保存伝承及び振興を目的とするものであると、宗教的に意義を持っているというよりも、地域の振興ということであると。それから、宗教的な意義はないというふうに思っております。また、効果も米多浮立の保存、伝承及び振興、ひいては米多浮立保存会の地域活性化、活動のサポートにとどまるものであって、特定宗教の援助とか助長とか、そういうものにつながるものではないということから、政教分離という、その原則には違反はしないというふうに思っております。

また、用地自体も、これは神社の土地ではなくて、民間の土地を、個人所有のものを譲ってもいいという御提案でございますので、町としても、これもさきの議会の折に、その地域の議員さんから、何とか米多浮立の振興のために町として努力をしてもらえないかという御意見もいただいておりますので、その土地の所有者の人が、それは、町として使われるなら譲ってもいいよということもいただいておりますので、この機会にお願いをしているところでございます。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

教育長さん、町長さんからいろいろ御説明をいただきましたけれども、私は抵触の可能性はないとは言い切れない。なぜならば、町が駐車場として買って町が管理すれば問題なかったですね、そうですよ。私の地域の氏子は、西及宮なんですけど、あそこも駐車場を買いました。これ、政教分離の問題が出ました。だから、お宮さん自体が買われたということですよ。だから、これは法律的なものは非常に難しいので、そういったことに抵触をせんですかとお尋ねしているわけですから、きっちりと教育長さんのごと、そういうことはないよとか言い切れるとするならば、あなたは裁判官じゃないんだから、もう少し詳しく調べてみましょうねとかいう答弁であればいいんだけど、そうじゃないですか。私は米多浮立というのは大事にしたいねと思っています、理解もしているつもりです。それ相当の町長が努力して、いろいろな交付金を持ってきてやっているわけですから、そういうことは理解しているんだけど、12月議会を出して、後は何もなかったんじゃ、議会の立場から見るとできないよとしか言いようがないよ。そうじゃないですか。時間的なもんがあった、全員協議会というのは余りやるべきじゃないとかという話もあるんだけど、うちは本議会制なんだから、せんならせんでもいいですよ、時間を長くとればいいわけですから。でも、議会がスムーズに行くには必要不可欠な部分もあるんですよ。全協というのは。要望書も私はもういち早く読ませていただきました。会長さんは私の先輩なんですよ。そういうことも含めて、やはりいち早く、これは行政は関係なくても、議会だけでも議長命令でできるんだから。やると、スムーズに行くわけ、議会が。本議会ですら今から町長はやるというけど、それは僕は本議会でもいいと思う、何でも。それで、そういうことをやっていて果たしてスムーズな議会運営ができるかという、疑問を感じます、僕は。だから、やっぱりそこら辺はお互いが、行政と議会がうまくコミュニケーションをとっていくことによってスムーズな議会運営ができるもんだと思っています。うちは本議会制ですよ、委員会制ではございませんので、そこら辺も理解をいただきたいなと思います。今のように一方的にこうだよと言われれば、僕は反対しますよ。

○町長（武廣勇平君）

先ほど矢動丸教育長が答弁された内容は、法律相談に行かれた上で、政教分離の判例等も

精査していただき、最高裁判例をもちまして、この案件につきましては政教分離等には一切当たらないという言葉をいただいたそうでございます。私にも報告がございましたので、ちょっとお伝えをしておきます。

また、加えて、全員協議会につきましては、意見の調整は提案前に内容について説明することについては私は否定をしておりませんし、そのことが潤滑油となって議会側との円滑な議事の進行につながるものというふうに思っておりますので、それについては、企業誘致等大きな事件、また、問題以外にも、町内の事業についても事前説明という立場でいろいろこれからも議会の事前にお伝えをする機会をつくっていくことは考えているわけでありまして。しかしながら、全員協議会での議決だとか、あるいは実質的な審議にまたがるようなあり方についてはよろしくないというような考えを私は持っております。今回の米多浮立の話につきましては、前回、十分説明して論点は明らかになっており、先ほど新たな論点として、政教分離に抵触するのではないかという論点についても私どもの立場については教育長が申し上げたところでございますので、どうぞ御理解をいただければと思います。

○7番（吉富 隆君）

よくよく教育長さんが調べた上で政教分離には抵触しないということで理解をしたいと思えます。しかし、全協の問題等々も、今、町長言われるんですが、議会というのは、もとの議会と違うんですね。全員協議会の会議ということで法で定めてあるんですよ。クラスがアップしているわけ。そうですよ、調べてください。

そういうことも関連した上で、きょう初めて提案されているわけではないじゃないですか。だから、全協でもしても、説明を詳しくすればいいじゃないですか。12月は議案審議まで行ってないから、そうでしょう。議会の流れとしては、議案審議で議論をして、イエスかノーかは各個人の議員さんが決めることだから、誰も阻害することはできんとですよ。そういう権限を議員の皆さんは一人一人お持ちですよ。だから、議案審議が一番難しいですね。討論とは違うんですからね。議案審議というのは。だから、議案審議まで12月はいかなかった、本当にこれを購入して、こういう米多浮立を守っていきたいという意思が執行部にあるなら、全協して説明してもしかるべきじゃないですか。保存会から要望書が届いた、議長、知らん顔やないですか。議会の流れとしてやるべきじゃないですか。朝も僕は苦言した。それが議会の運営じゃないですかね。私はそういうふうな観点でおりますので、これ非常に疑問を持っています。買う、買わんの問題じゃなか、議会のあり方として。

○町長（武廣勇平君）

全協をやらなかったことで御反対されているかのように聞こえます。恐らくこれ、放映されますけどね。今、この米多浮立の土地購入については、用地買収が妥当かどうか、未来スイッチ交付金の失効があるから、その事前に購入しなければいけないということでお答えした1つの論点があります。

そしてもう一つは、政教分離の論点につきましては、先ほど教育長が答弁しましたが、もっと詳細な答弁もできると思いますので、後で追って説明していただきたいと思いますが、この2点でございます。

全協を事前にやらなかったから、これについては問題だというのはちょっと私には理解ができないので、全員協議会については、事前の説明の場としての活用はしっかりしていきます。その際は、意見調整の場として議員の皆様方に報告するという位置づけで全員協議会に臨んでいきたいと思っておりますし、今回行わなかった理由については、先ほどから繰り返し申し上げていますように、保存会側から直接的に皆様方に文書が届いていることを受けて理解をしていただけるものだというふうな思いもございまして、我々が全員協議会を開いたところで同じ内容を説明することになるだろうというふうに思うがゆえに行わなかったということでございまして、どうぞ御理解をいただければと思います。

○9番（原田 希君）

今やりとりを聞いていて、全協をやらなかったからとかいうことじゃなくて、2月3日に全協をお願いしたいということで町長がお願いをされたので、何でやらなかったんだという話だと思うんですよ。今言われるように、要望書が出たのでということであれば、やはりその旨は説明をするべきだったんじゃないかなと今私は思っています。

○町長（武廣勇平君）

2月3日の議会運営委員会で、全員協議会を私のほうから行いたいということで通知を行ったところ、議運の皆様方の最終的な御意見は、日程については議長と御相談くださいというような回答をいただきました。よって、議長と相談した上で、日程について考えるよりも、直接、この米多浮立保存会側からの御要望書が届いているから、それをもって説明にかえるというふうに私は議長とお話をさせていただいて決定したところでございます。加えての議論が必要であったというふうにその時点で認識をしていれば、やはり全協を加えてする必要があったと思いますが、直接的な保存会からの要望書、ペーパーで皆さん御理解いただけるものというふうに思っておったところでございました。

○教育長（矢動丸壽之君）

先ほど広場の駐車場というふうな言葉をお使いになっておりますけれども、私ども教育委員会としては、あそこを駐車場という形で購入する予定、つもりはございません。それは、町がこういう土地を購入する場合にはいろいろの制限がありますので、県とも相談して、そういう文化財の説明板も立てて、こうして広く町の地域のイベントを紹介しようということで、歴史的な公園というような形にすれば、それはしっかりとできません。それはまさに神社を助長するとか、そういうことでなくて、それは確かに私も聞きました。老松神社という文言は、その説明板の中に入れてもいいですかと、それは米多浮立にかかわるその一連の流れで、それでもって老松神社をそれで助長している、助けていると、支援しているというこ

とやなくて、文化財のことで、その文言は外せないということで、それはいいですよと、文言は入れてもいいと。県とも弁護士とも相談して大丈夫だということで、では、町にお願いをしようということで来ております。駐車場ということではなく、そういう上峰の文化財を、地域、あるいは近隣、あるいは県内の方々においでになったときに広く見てもらおう。そのときに、来たときに、じゃ、そこは駐車場じゃなかけんがとめられんということではなくて、それは制限するつもりはありません。いろんな方がおいでになったときには使えるような広場という形、歴史的な、文化的な公園であり、広場という形で手に入れさせていただいて、町の一つの活性化にもなればと思っているところでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○7番（吉富 隆君）

駐車場では買わないということないんですね。目的は違うよと。僕は看板は、PRはどんどんしてもらいたかったですよ。看板のことまでは僕は何も言っていない。そうでしょう。もう少し答弁は考えて物は言ってもらわないと困りますよ。

じゃ、僕からお尋ねですよ。どうしてもこういった保存会の皆さんも要望書も来ている、米多浮立保存をしていくに当たって、あの広場が欲しいということであれば、12月に出た、何で全協をせんですかって、ここなんですよ。そういう説明を全協でしていただければ、何ということはないか、これ。スムーズにいくんじゃないですか。それを僕は言っているわけ。と同時に、今の時期に補正ということはある得ないことですよ。特に選挙の年、そうでしょう。新規事業ですよ、これ。どうしても買いたいなら、何でそういった説明会せんですか。僕も、ほんなって、議長、気分が悪かったろうと思う。朝言うたから、何で要望書が来ておつとに全協せんかいと、本当に。一方的な答弁じゃ困るんですよ。だから、ほかの議員さんはわからんけれども、もうそれぐらいの答弁なら僕は反対しますよ、これ、はっきり申し上げて。6月に上げ直してください。それしか言いようがない。答弁はどがんでんさるっと。そいばってん、今までの議会は議会の流れがある、ルールがある。全協して会長あたりに来ていただいて、どういうことねって、看板立てるだけねとか、そうじゃないわけでしょうもん。中身は僕は今までわからなかった、初めて教育長が言うまで。（発言する者あり）

後ろに先輩も来てあるようですが、こうしてやじられりゃ、僕は反対します。やじるところじゃなか。この議会は。議会というものは、議会の承認がないと金使われんのが執行部やないですか。それを盾にとるわけではない、僕は。今までも。協力することはします。事前説明が必要じゃなかったですか、時間はあった。特に保存会の会長からの要望書も届いているので、文書というのは、もうあんまり詳しくは書かないんですよ。だから、お会いしてお話をして、こういうことだから何とか御理解くれんかいという話になるだろうと僕は予想するし、それもしない。本議会で協議をしてというなら、何時間あってもこれは同じやりとりですよ。僕はそう思うんですけどね。僕は反対の反対で言っているわけじゃないですから。議

会には議会のルールがありますよ、流れもありますよ。これ、きょう初めての案件ではございませんもんね。12月は議案審議までは行っていません。議論したとは言い切れないと僕は思うし……（発言する者あり）

○議長（寺崎太彦君）

済みません、傍聴席にお願いいたします。不規則発言は慎んでください。

○7番（吉富 隆君）

大川さん、僕が発言しよるとき何ですか、できんでしょう、規則的に。

だから、やっぱりこういったことをきちっとした形を、議会は議会の議長中心にきちっとした形をとっていく、大事なことだと思います。せっかく要望書をいただいたなら、それなりのことを議論すればスムーズにいく話。そういうことも、今後はそういうことがないようにしていただきたい。

○町長（武廣勇平君）

まず、議会と行政の役割分担というところで考えますと、法的に位置づけられている、やっぱり総務厚生常任委員会、振興委員会に諮るとというのが適当だと思います。本町は何でも全員協議会にというふうな話になりがちですけれども、私自身はそのような認識を持っていないということでございます。

全員協議会は確かに潤滑油としての役割があります。事前説明を行う場。しかしながら、昨今の議会の皆様方のやりとりを聞いていますと、そこで多数決をとられたり、実質、審議のような状況があり、議会の問題のことなので、私が言及すべきではありませんけれども、そういった経緯があったことも承知をしております、実質審議に使われるような、そういうやり方はちょっと好ましくないというふうに思ったところであります。

よって、私が申し上げたいのは、事前説明はもちろん必要でありますけれども、今、この場もまさに協議の場なんです。論点は随分整理されていると思います。政教分離の論点、なぜこの時期での執行か、先ほど選挙絡みだというような言い方をされたように私には伝わりましたが、これは補正予算なんです。当初予算で新規事業の話ではございませんで、補正予算で12月にも計上した案件であります。できるだけ早い時期に執行をしなければ、この未来スイッチ交付金、きょうがぎりぎりでは執行ができない状況になるというふうに私は担当課長から聞いております。ということは、看板の設置は難しいという差し迫った状況にあるわけでありまして、その切実な思いから、米多浮立保存会の方々も心配で、先ほど傍聴席から意見もありましたけれども、それは切実な思いから来るものだと思います。こういう意見が出たから反対するというような議会のあり方ではだめだと思います。やはりその切実な思いをしっかりと聞きながら、どの部分にやはり納得がいかない部分があるのか、そこを整理した上で御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

上峰町議会は本議会制なんですよ、委員会制じゃございません。全協だめだと町長言われるので、そうじゃないと思うよ。本議会制と委員会制の違い、行政の考え方と議会の考え方というのは違うと思う。それは、きちっとした行政と議会がコミュニケーションをとることによってスムーズな議会運営ができるものだと思います。今後についても、全協って、もう意味がなくなるよ。そうしたとき、議運だっってそうなる、そういうことでしょう。議会ってそういうところじゃないじゃないですか。行政の考え方、今の町長の考え方と僕は違う面があると思う、議会は。本議会制ですから、その中に全協というのはあるんですよ。これ、会議ということになっていますから。

だから、もっと大きなまちは本議会制でも委員会制を似たような形を申し合わせ事項でやっている議会もあります。そういう問題等々はいろいろ本議会でやっては、ああ言い、こう言い、時間のたつばかり。だから、全協必要でしょうって。12月出たんだから、その間にやっておけばスムーズにいくと僕は言いよると。全協するとがだめだっって町長から言われるなら、それはどうしようもないじゃないですか。（「そんなこと言っていません」と呼ぶ者あり）選挙絡みって、こう言われたけど、そういう選挙絡みでこういうことはどうだということじゃ僕は言っていませんから。それはちょっとお互いがもう少し譲り合うとか、そういう気持ちにならないと、これ、きょう終わりませんよ。休憩をとってでも、もう少し議論してみたいなと思います。これね、こげんなると休憩もとれませんよ。今まで暫時休憩って町長言ってきたんだから。町長が暫時休憩できないんですよ。それを議会、今まで許してきた。できないんですよ。僕はなあなあの議会であってはできないと。いいものはどんどん協力をする、できんとはできんとはっきり申し上げると。そうしないと、町の発展にはつながらないだろうと僕は思っています。そこら辺については執行部の方も御理解をいただきたいなというふうに思います。

○8番（大川隆城君）

今、この関係でいろいろ論議が交わされているわけでありましてけれども、先ほどは前回、12月の補正の議会の中で、この関係、議案審議はしていないというふうな発言がありましたけれども、十分やったはずですよ。それはどういうことかといったら、金額についても用買単価も、平米当たり幾らという説明とかも十分やりとりの中で聞かせてもらっております。それでこの金額になったというようなこともやりとりをしておりますよ。ですから、審議はやっております。そういうことで前回しましたけれども、残念ながらだめだったということで、再度ぜひ必要だということでまた上程をされているわけでありまして、これまで出たことの二番煎じになるかもしれませんが、米多浮立は県の無形文化財指定を受けておまして、東部では、この米多浮立と、あと幾つですかね、そんなになんないと思います。それだけ何百年の歴史を持ったこの郷土芸能、文化芸能を地区の方々が中心になって一生懸命に支

えてきてもらっております。いろいろお聞きしますと、大変なる苦労がありながらも、例えば、子供さんたちの参加が少ないのをどうしようかというようなことから、その費用の面から、衣装をそろえることから、いろんな面でも大変なる苦労があると言われながらも一生懸命に頑張って伝承をしてもらっているわけであります。ですから、これまでも議会、あるいはそれ以外の場でも、それぞれがやっぱり伝統ある郷土芸能はきちんと守って後世に伝えるべきだとはいろんな方から意見が出ておりましたから、それからいくならば、やはり今後も絶対絶えることなく継続をしていかななくちゃならないものであることは間違いないと思います。

その中でいろいろ、こういうふうな浮立を打つに当たっては、場所が必要だ、何が必要だということで、そのときそのときに必要な場面が出てきたときに、先ほども出ておりました要望書、これにも書いてありますように、きちんとこうこうこういうふうな目的があるからこそお願いをしたい。そして、既にもうその地権者の方からは内諾をいただいているというようなこともおっしゃっている。そうすると、これまた、もうほかの案件とも絡みがありますけれども、そのチャンスを逃したらできない可能性も出てくるわけですよ。せっかく相手さんがその気になって、協力していいよ、提供していいよという気持ちになってあるときには、やはり間を置くことなく対応して、きちんと結果につなげるということは当然のことだと思います。

またそれから、今後については、先ほども出ましたように、神北線も当然、近々のうちに開通するでしょう。そうすると、あそこの往来もふえます。また今度は上峰町だって、北は鎮西山からいろんな地区からたくさんおいでいただきたいということでの施策をタウンプロモーション計画とかいろいろやっているわけでしょう。その一環として、老松神社を中心として米多浮立を打ってこうすることについては、もっともっとPRはしていかななくちゃならないことはもう十分なんですよ。だから、そういうことも含めて、これからの将来、上峰がさらに対外的にアピールをして、よそからいっぱい来ていただいてということにつきましては、やはりそこそこで必要があることについては町としても協力していくべきだと。今、協働ですね、協力して働く、協働の精神を盛んに言われています。この町がせっかくそういうことで頑張っていることに対してのバックアップすることを、まさしく協働の精神ということだと思うわけですよ。よその地区だって見てください。それぞれのいろんなことがあることは、町、あるいは市がバックアップして、もっともっと充実させようということで頑張っているところがたくさんあるじゃないですか。そういう意味合いからも、やはり今回のこの件については、ぜひ将来のそういうことを考えて大いにバックアップしていくべきだと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

執行部、先ほど大川議員のPRの件について答弁はありませんか。

○文化課長（原田大介君）

先ほどの大川議員の御指摘ありがとうございます。私としましては、今、個人的な考えですが、もし今回、公有地化ができましたらば、用地につきましては、浮立広場等の名称か何かで、まずは町の歴史公園として、堤土塁とか古墳公園と同格で管理をしていきたいと。管理の自治体につきましては、もうこういった事業ですので、米多浮立保存会のほうに御一任させていただければと思っております。

あの後ろにつきましては、できたら、浮立を見に来られた方々が、あの広場にある幾つかの説明板等を見ていただいて浮立の全体がわかって帰っていただけるような感じで、展示、それから説明板の設置等をしまして、そういった場所として使っていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

確かに議論の場ですから、いろいろと議論するのは当然のことだと思うけれども、私はこの土地購入に協力しないと言っているわけではございません。やり方なんですよ。議会というのはルールがあるんだから。そうでしょう。それをやっぱりきちっとやっていただければ、何ら議会で議論する必要もなか、スムーズに行く。時間があるのにそれをやらないじゃないですか。12月に提案、何議案出ていると思いますか、あれ全部だめなんですよ。僕は12月定例会の終わった後に議運開いたときに町長に申し上げました。臨時議会いつやられますか、いつでもいいですよと。急ぐとだけはピックアップしてやりますと返事いただきました。だから、それを待っていました。そのときにこういった案件、もう一件ありますが、そのときに議論しておけばこの本議会になかったと。しびれを切らして保存会の会長は議会にも要望書を出されたということだろうと思う、流的には。じゃ、すぐ議会は取り上げんばいかん、取り上げなかった、そういう順序を間違うからここで発言せざるを得ない、そうでしょう。こう言うと、じき感情的になるじゃないですか。僕は感情的で物を言っていないよ。やっぱりルールを重視していきたい。お互いがそういったことを議論して前に進む。米多浮立なんかは本当に頑張ってくださいしております。私も記憶がありますが、東京のNHKホールも出ていますもんね、そのときに引率者で行っていますから。初めてNHKの舞台にも上がらせてもらいました経験ございます。ここまで有名になったかなという認識も今でもあります。買うとがどうのこうのじゃない、もう政教分離に抵触しないから理解したとも申し上げました。やっぱり議会は議会のルールがあるので、一方的なことじゃだめですよ。きちっとやりましょうよ。そしたら、12,000千円ぐらいやなかったですか、これ。

それと、これにはもう一件、土地購入のさい、入っているはず。12月でそういう説明をされていたんですね。だからといって、土地購入して——田が入っていなかったかな、ここに。入っていないね。（発言する者あり）そういったことも含めると、3月いっぱいにはスイッチ交付金というのは執行しなければならぬということでしょう。間に合わないでしょう、もし田が入っておれば間に合わない。どうなんですか、課長、入ってる。

○文化課長（原田大介君）

田といいますか、農地が入っているかどうかという御質問かと思いますが、老松神社の北側の土地3筆ありますが、そのうちの2筆が田と畑になっております。

○7番（吉富 隆君）

そうしますと、執行部は答弁しんさつと全然桁が外れているじゃないですか。恐らく農振除外は年に2回しかなかはずです。間に合わんじゃないですか。だから、そういったことも含めてやる方法はあるじゃないですかと僕は言いよつと。方法がありますよ。方法はあるんじゃないですか、それは知恵を出してくださいよ。

○文化課長（原田大介君）

先ほどの農振除外の件ですが、うちの農業委員会の事務局に確認しましたところ、老松神社の北側の土地については農業振興地域には含まれていないということで回答をいただいております。（「農振かぶっていないということ、白地ということ」と呼ぶ者あり）はい、そうです。単に農地ですので、今後必要なのは農地転用の許可だけということでありまして、最短では、今月の20日が農地転用の議題の締め切りだそうでございます。もし、20日までに出せば3月1日の農業委員会で協議していただきまして、3月20日、遅くとも25日ぐらいには許可がおりるだろうということで農業委員会の事務局から説明を受けております。

以上です。

○7番（吉富 隆君）

いろいろなこういう問題があるのに、やっぱり執行部の説明不足じゃないですか。きちつと今、原田課長さんが言われるようなことでさい、通るかということが1つ疑問あるでしょう。農業委員会の方もいろいろおられるので、わからんじゃないですか。そういったこともきちつとしたことを議会と話せば、スムーズにいくんじゃないですか僕が言ってきたはず。僕は買うなと言うたことは一口もないです。それは相当、町長がお骨折りいただいて、いろいろな補助金をつぎ込んでいただいているのはわかっています。だから、それはやっぱり米多浮立はきちつと残していこう、継承していこうということは僕も理解していますよ。土地購入についてはいろいろな問題があるんだから、それを全協あたりできちつとした説明をしていただく、また、こっちからも質問をしていく。じゃ、方法はどうしたらいいかという議論を本議会でやることじゃなくて、全協でやったが早いよ。だって、農業委員会の委員長あたりを呼んでも、これ、どうなるのということだって聞ける。本議会には呼べない。ぎ

りぎりじゃないですかね。スイッチ交付金というのは3月いっぱいまでに施行せんばいかんとでしょう。違うの。

○文化課長（原田大介君）

28年度事業でございますので、3月いっぱいまでに執行する必要があると思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。（「議長、休憩」「異議なし」と呼ぶ者あり）

議案審議の途中ですが、ここで暫時休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。休憩。

午後2時12分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

御報告いたします。先ほど井上正宣議員より欠席届が出されており、欠席されております。

（「理由は」と呼ぶ者あり）

理由は、日韓交流事業の打ち合わせのため、飛行機出発時間に間に合わないので早退しますということを書いてあります。

それでは、休憩前に引き続きまして、平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）、ほかに質疑はありませんか。あつ、説明。

○文化課長（原田大介君）

先ほどお手元にお配りしていました資料について御説明申し上げます。

まず、4ページつづりになっております。1枚目に対象の土地等の一覧をつけております。

中をあけていただきまして、字図が2枚あるかと思えます。上峰町地番図という表示があるほうが北になっております。

左側の図面でございます。図面中央やや下のあたりに1719番という土地がありますが、そこが老松神社の土地でございます。今回対象になる土地は、その北側の1418番の1、1724番の1、1724番の2の3筆でございます。

続きまして、右側の図面の御説明を申し上げます。

これは、上米多公民館のすぐ東側の角の土地になりますが、1691の6という土地が図面の中央にあるかと思えます。ここが瑞応寺跡のお堂があるところで、この前で浮立を舞われておるところでございます。今回買い上げさせていただきたいと希望している土地につつま

しては、その北側の1689の2と1689の8の2筆でございます。

以上、5筆について公有化をしたいと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ただいま図面を見させていただいて、課長のほうから御説明がありました。この使用については、ここで浮立の舞をするから土地が必要だということで理解してよろしいですかね。

○文化課長（原田大介君）

瑞応寺跡の2筆、1689の2と1689の8につきましては、現在、浮立を舞うときに浮立衆が陣取られておりますので、浮立の用地として確保しておきたいと考えております。（「ああ、これ広かとね」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

ついでに課長、この広か土地も説明ばしてくれんね。教育長さんの言いなよつと、12月といろいろ違うから、こうしますよと言えば了解するから。そこまで説明してください。

○文化課長（原田大介君）

それでは、老松神社の北側の3筆の土地につきまして御説明申し上げます。

ここは、ちょうど県道が拡幅されまして、老松神社の入り口が用地の一番北東側のほうにあります。この北側の3筆につきましては、今後、先ほども申しましたとおり、浮立広場のような性格を持たせまして、町の歴史公園として整備していけたらと考えているところでございます。ここに来ていただければ、浮立を打っていないときにでも浮立についていろいろ勉強できるとか、そういった環境をここで整備できればと考えているところでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○7番（吉富 隆君）

わかりました。そういうふうな説明をきちっとしていただければ何ら問題ないじゃないですか。そういうことで、御努力をしていただくようお願いをいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（大川隆城君）

今の浮立関係については、大体説明を聞かせてもらって、なお納得をしたところでありますので、ほかの箇所でも質問させていただきます。

それでは、予算書の31ページをお願いいたします。

土木費の目の3の中の節の22、ここに用買費用とか上がっておりますけれども、ここに掲げてある箇所は皆さん御案内と思いますけれども、過去に事故も起きていましたよね、何回か。回数はちょっとよく存じ上げておりませんが、何回か事故も起きましたし、大雨が降るときには、ちょうど交差点を越水して、私が一遍行ったときは膝までぐらいははらっていた記憶があります。そういうことで、今度はもう、これまで御案内のとおり、認定こども園が整備されることよっての雨水排水の関係もあるし、それと、ここが変則的な十字路というようなこともあるから、危険防止も含めて早く整備したいということで再度提案されたと思いますが、その辺をもう少し説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘のとおり、大雨なり、また事故なりということでございます。事故につきましては、鳥栖警察署のほうで調べておりますが、人身事故の分ですけれども、昨年1件起きております。それから、2015年には2件、2014年には1件、2013年には1件ということで、普通の事故もですけど、人身事故がとにかく毎年のように起きている状況で、見通し等も見にくいということで危険箇所ということで、議員各位御承知のとおりだと思います。

それと雨水関係も、今年の4月に認定こども園がオープンということで、あそこの十字路のところ一気に来るということで、昨年の9月議会でも御指摘があつておるところでございます。議員おっしゃるとおりでございますが、今回、再度補正予算を上げる理由といたしまして、私は3点ほど申し述べさせていただきたいと思っておりますので、ちょっと時間が長くなるかと思っておりますけれども、御容赦願いたいと思っております。

まず、今回の家屋補償、これは12,000千円、それから用地購入費、これは106.93平米ということで、単価19,100円の平米ということで予算を2,043千円上げているわけですが、当然のことながら補助金なり交付金事業での取得ということを検討いたしました。補助事業等につきましては、前年の6月に概算要望を行うということになっているために、最短でも平成30年度からの採択になろうかと思っておりますが、しかしながら、社会資本整備交付金の事業等といたしましては、町では来年からの新規事業でありますところの町道西三根東西3号線並びに町道八枚碓線の整備計画等の準備を進めておるところでございます。また、法令等で義務化になっておりますところの橋梁の定期点検、それから、町営住宅等の家賃低廉化事業など家賃収入補助で社会資本整備の交付金等の事業の継続事業として現在実施しているところではございます。

このような状況の中で、町道坊所南北線の整備を新規事業といたしまして要望した場合に、平成30年からの事業着手というものは可能であるにいたしましても、配分、交付金額に対して優先順位等を含めると、2年後に確実に補助事業として用地購入費等々ができるかということにつきましては不透明な状況もあると私は考えておるところではございますし、むしろ二、三年延びる可能性も否定できないという状況になろうかと思っております。

ます。

それから第2点目でございますが、第2点目は用地の現況によるところによります。相手さん方の家屋の現況でございますが、先般、吉田氏本人にお会いしましたところ、家屋への自動車事故、家屋へ突っ込んできた回数が4回あったということです。そのうち2回は家の中に飛び込んできたということで、物すごい危険箇所ということでございました。また、先ほど議員御指摘のように、豪雨での床下浸水も何回もあっておる状況の中で、住生活が脅かされているという状況になっておるところでございます。

本来、用地購入する側が代替地の確保なり、また移転等の工法を含めてお願いするところではあります。現在、御子息、娘さんが住宅建設を予定されているということも聞き及んでおりまして、本人さんとの話し合いの中では、用地購入等につきましては十分な理解を得ていると感じているところではございます。しかしながら、本人さんからの今年度以降の交渉ということになりますと、応じ得ないということも捉えられるような内容もありまして、今回この機会を逃すことにつきましては、当該箇所が交差点付近ということもあって、今後町の町道整備に大きく影響しかねないということも思っておるところでございます。

3点目でございますが、先ほどでございます。交通事故防止、それから水害関係でございます。

この路線につきましては、現在建設中の、先ほど言いました認定こども園が4月に開園を予定されていると聞き及んでおりますけれども、交通量がさらに増加いたしまして、この交差点の交通事故等が増大するのではなからうかということも思っておるところでございます。また、周辺におきましては民間の開発等も行われまして、上流からの流水の増大などの環境も大きく変化いたしまして、水害の程度なり、また頻度がさらに大きくなることが推測される状況だと思っておるところでございます。

以上ではございますが、この箇所につきましては、議員、議会、それから地元からの要望があつておる状況の中で、所有者におかれましては十分な御理解を示されておるところでございます。このような状況の中で、今期を逃しますと今後折衝がより困難になることが想定できまして、町といたしましては、複合的な問題を抱えている当該箇所の改善が喫緊の課題だと思っておるところでございます。この機会を逃すことなく有効に対処したいということと考えておりますので、御理解の上、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○8番（大川隆城君）

ただいま詳しく説明をいただきました。やはり先ほども言いましたように、過去、事故が何度もあつて、ましてや角の御自宅には二度も三度も車が突っ込んでという話を聞けば本当にびっくりいたします。だから、そういうことであれば、なおさら早くその危険性は取り除かんといかん。そのために同僚議員からの要望もありまして、あそこにカラー舗装をしたと

というようなことも過去にあつてきているわけですね。それとまた、今、課長が言われますように、相手さんが今はもう承諾の気持ちでいっぱいというふうに思っているなら、これまたどこでも安全確保には特に力を入れていかななくちゃならないことは言うまでもないこと、ましてや地区の区長さん初め地域の皆さんの要望もあるとするなら、ぜひ進めてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

答弁は要りませんか。（「よかったら一言お願いいたします」と呼ぶ者あり）

よろしくお願いいたします。答弁のほうを。

○建設課長（白濱博己君）

この件に関しましては、事前の交渉等々につきましてはやっておるところでございますけれども、この予算が通りましての契約ということで、あと2カ月弱になっておりますけれども、本人さんたちも本当に理解を示されている中で、補正予算ではございますが、御理解いただいた暁には早急に交渉し、契約ということで、あそこの交差点の改良の一助になることで頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○7番（吉富 隆君）

同僚議員からの質問とかぶる面もございしますが、御理解をいただきたいと思っております。

この案件につきましても12月に提案をされておりました。今、課長の説明を聞きますと若干進んだかなという感じもいたします。12月の答弁については、本人さんとの交渉は一切なかったという話でございました。じゃ、何でこの12,000千円という数字が上がったのという話もさせていただきましたよね。危ないところは、非常に危ないというのは議員の皆さん、みんな了解してあると思うですよ。じゃ、五差路どうするのという話もあるでしょう。そういったこともあるんですけども、あそこは幼稚園ができたおかげで南北線の改良は道路改修をやると、神北線の信号までやるということは早くお聞きを議会でしておりました。これは相当の金額がかかるんですね。12月の定例会の折に補助事業にのせてやるべきではないか、約半額でできるじゃないかという話もさせていただきました。しかしながら、今、課長説明をされるように、非常に危険度が高いところであるというのはわかっております。雨水関係の問題も、それはもう重々わかっています。これ非常に、もう5年も6年も前からこの案件は出てきた問題であるので、私は町単でやるには若干疑問を持ちますが、ぜひともこれは進めていただければなというふうに思っております。そのために、ほかの議員さん、今度は請願の出とつとはいっぱいあるわけね。それは質問しんさつと思う。ここはやっていい

から、ここはどうしてくれるのということは出てくるであろうと。特に五差路問題はすごく前から出ている問題で、設計費用までかけた問題も残っております。そういったことも含めたところで今後の計画が、ここ以外のところ、そういった請願書関係についてはどのようにお考えでしょうか。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の請願事項の中でまだ実施していないところが多々ございます。三上北なり、それから変則五差路なり、またそのほかにも、3号線はある程度、それから今後、坊所の南北線ということで今調査を行っております、来年に事業を上げたいということで考えております。三上北、それから変則五差路につきましては毎回御指摘をいただいておりますけれども、現在のところ、防衛の補助事業ということで、折衝はなかなか困難をきわめておるところでございますが、粘り強く今後もしていかなければならない課題ではなかろうかと思っております。

私個人的に考えますと、どうしてもそういう状況はないということであるならば、社会資本の整備資本でもということも私個人的には思っておりますが、そこら辺は上司と協議しながら、今後、喫緊の課題もほかにあることも承知しております。財政等とも協議しながら、協議を持ってなるべく、一日も早く請願事項につきましては実現に向けて今後も努力していかなければならないのではなかろうかと私個人的には思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともほかのところも御努力をお願いしたいと思っております。

そういう中で、その交差点のところですね。買収はしたが、どのような計画をなされているんですか。例えば、右折する路線をつくるとか、左曲がりはどうするとか、数字を上げるならそういったことぐらいはやっぱり建設課で考えておかないかんじゃないですか。もう図面ができておたっておかしくないですよ、平面図ぐらい、こういうふうにやりますよと。どうですか、できていますか。どういうふうにやろうという形。

○建設課長（白濱博己君）

この箇所の交差点につきましては、今現在、南北線の調査設計、概略設計ということで大体ほぼ大要、計画的にはできておるところでございますが、この交差点につきましては、歩道につきましては、南北の水路を利用した形での歩道を南北から下のほうにかけて行っていきたいと。ただ、JAの住宅がございますが、南のほうに、あそこからも南のほうに歩道をつくってやっていきたいということで考えております。

今、家屋の分の移転ということで、もし町が土地を購入し、補償で更地になった暁には、あそこを交差点の改良ということで、信号の変更等も視野に入れながら、大きなカーブをつけての用地確保、それと水路関係でございますが、ちょうど吉田さんのところと八谷さんの

ところの合い中に水路がございます。水路の拡張なり、それからもう一つ、そのところに北からの流量の調整池をつくって、そこら辺で受けてもどうだろうかということで、建設課としては今現在考えておるところでございますが、ただ、具体的な補助事業にのりますと、詳細なる設計なり、賠償幾らということで事業費も概略つかんでおりますけど、そういった形で今後計画を進めていかなければならないということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

ぜひともきちっとした形をとっていただいて議会に説明をしてもらわないとできないんですよ。それにはやっぱりきちっとした計画をしていただく。南北の道路改修についても設計の段階であるということですから、そのつなぎの面ですね、東西。そこら辺の説明も早目にしていただける——これ問題ないところなんですよ、早くしなさいと議会から言っているんだから。そういったことも含めたところで、やっぱりこれ行政の説明不足なんですよ。議員の皆さんも話のわからん人はいないと思うので、そういったことも今後は視野に入れたところで予算計上するときにはきちっとしておっていただきたいということを強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質問はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

同じ項目ですけど、基本的には賛成の立場なんですけど、この交渉事務をよりスムーズに進めるためには、補償補填という形ですけど、不動産鑑定士あたりの参考としてとられたほうが、専門家の意見も参酌してこの金額を算定したというふうな形で言われたほうが用地交渉が進むと思うんですけど、不動産鑑定士の鑑定は受けられた金額でしょうか、それともまだ受けていないんでしょうか、受ける予定があるのかなのか、お答えいただきたいと思いません。

○建設課長（白濱博己君）

議員御指摘の不動産鑑定士ということではございませんが、今、坊所南北線の道路も含めての調査、概略設計の中に、この吉田さんのところの家屋補償の分で調査を依頼いたしました。そして、その会社につきましては、そういう技術を持っている方々がおられますので、事前に吉田宅の家屋に実際行かれて専門的に詳細なる調査を実施しております。その金額も私どものほうにいただいておりますが、その具体的な金額はこれからの交渉ということで差し控えさせていただきたいと思っておりますが、今12,000千円ということで、その分も含めてお話し合いをして、概略の12,000千円でございますが、その金額につきましてはうちのほうにいただいておりますので、その金額をもつての交渉になるかということで考えておりますが、今まで折衝を、事前にお話しした中では、具体的な金額は提示しておりませんが、そういっ

た専門の方も入られたということで本人さんはわかっておられますので、町としてはそういう専門的な数字での交渉と、上司へのお伺いを含めて、そういった形で進むことになろうかということで考えております。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（原田 希君）

今と同じところなんですけど、私もこの危険性は十分認識しており、改善を求めてきた立場でございます。

今ちょっと金額の話がありましたけど、ほぼこれで確定じゃないですけど、今から細かい詰めだろうけど、これで大体折り合いがつきそうだということで理解をしておいてよろしいでしょうか。これだけの金額が予算としてあれば。

○建設課長（白濱博己君）

議会のほうでできるということでは言いませんけど、ある程度のそういうお話なり、先ほど言いました調査をした中で専門の方の金額によってお願いしますということは言っておりますので、大方、感触ですけれども、私は自信を持っておるわけでございますが、何せ議会ですべてを通していたらかねばなりませんので、そこら辺をお含みいただいて、もし通った暁には全力で頑張っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（田中静雄君）

教育費のほうですね、説明書の中の38ページ、この中で節の委託料というのがあります。町民体育大会放送業務委託料、マイナスの141千円。これは昨年の運動会では生徒たちが放送しておりましたね、進行役をしておったと思いますけれども。その生徒たちがやった——やったほうがと、ちょっと言葉は悪いんですけども、放送したおかげでこの分がマイナスになったということでしょうか。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ただいま田中議員より御意見いただきましたとおりでございます。当初業者さんのほうに委託をする予定でございましたが、中学校のほうに御協力いただきましたので、この分の予算については今回減額とさせていただいたところでございます。

以上です。

○3番（田中静雄君）

中学生の生徒さんたちに協力してもらおうと、生徒さんたちが先々大きくなってから教育の

面でも非常に助かるんじゃないかと自分で思っています。ということで、29年度の運動会もそういうことでやっていかれるのかどうか。

それともう一つ、今年の運動会で放送者が女性の方2名か3名おられましたけれども、どうも怒られるみたいですね。女性ですから何かすごくびんびんと響くみたいです。やり方が悪かったら、何しよっかということで命令的に怒られるところがかなりあったようでございますから、そういうことがないように、丁重に子供たちには指導してもらいたいたいと、要望です。

それで、29年度も実際この方式でやられるのかどうか、お伺いたします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

中学校のほうからは本当にことし御協力いただきまして、素晴らしい取り組みをしていただきました。次年度につきましても引き続き御協力いただけるようにということでお話を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（漆原悦子君）

また戻りますけど、31ページの用地買収に伴う補償費12,000千円ですけど、ここの交差点、危ないというのはわかっているんですが、補助事業にのせたら30年からの採択になるということですけど、この話はずっと、もう10年と言わないような前から話が上がっていましたよね。いろんなですね、事業をしてくださいというのが。それが全然のらなくて、今やっと南北線の調査設計に入っていますということで、あそこの神北線までつなげると。認定こども園もできるから余計危ないということもあるでしょうけれど、なぜこんなに延びたのかというのが1つ疑問と、一般会計を丸々使って補助事業にのせればこれだけの予算は要らないだろうと思うので、その辺がちょっと疑問になるんですが、なぜこれだけの、もう前の前ぐらいいから、ずっと前からこの話は出ていましたよね。避難道路があるときも話に出ていましたよね、東西線の避難道路、防衛省のですね。ずっと延び延びになって、今突然に補正というのはなぜですかね、ちょっとその辺が疑問になるんですけど。

○町長（武廣勇平君）

財政状況が悪かったからでございます。西三根2号線の、まず一番の問題点は、その前から言われていました、カーブがちょっと、ある御自宅のところから1車線になるというような形状でございましたので、まずそこから改善しよう。そこは予算的にも大きな支出を伴わないわけでしたので、その点をまず優先的に対応し、2車線道路に形状を戻しました。戻しましたというか、本来あるべき姿に戻しました。

その後、交差点改良については大規模な予算が必要だということになりますので、あわせ

て水の問題、排水の問題等もございましたので、なかなか一步踏み出せない状況にあったものというふうに思います。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。（「ちょっといいですか、関連で」と呼ぶ者あり）

○5番（漆原悦子君）

今、理由はわかったんですが、普通用地買収するときは、どうしてもしなくちゃいけないときは町から大体基本的に出向くじゃないですか、どうしてもここをしたいとか何だかんだで。はっきりわかりませんが、娘さんが住宅建設の予定があるということですけど、そういう方が町に出入りされていたような話もちらっと耳にしたりするので、やっぱりちょっと疑問があるのかなという、お話し合いの段階かもしれませんが、やっぱり本当に要るのであれば、町から出向いてずっと交渉するのが基本かなと思いますので、その辺でやっぱり用地買収とかそういうのをやる、家屋移転、今度12,000千円ですけど、やはり皆さんからちょっと、疑われないと言ったらおかしいんですけど、何でと思われないような、一般会計を丸々100%使うわけじゃないですか。その辺はやっぱり今後も注意してですね。

理由はよくわかるんですよ。だけど、100%するのと補助事業にのせるのは、少しでも町のためにはのせてもらったほうが一般の町民さんのほうからするといいと思いますので、今後その辺はきちんとやっていただきたいということをお願いします。

○建設課長（白濱博己君）

御指摘のとおり、今回、一般財源を使って対処するわけでございます。本来ならば、この南北の路線につきましては、まだ数カ所の家屋移転の計画も含めて今検討しているわけでございますけれども、本来は補助事業でやるというのが基本でございます。今回、先ほど私、理由を申し上げましたように、あそこの方の事故防止と、その事故防止というのは吉田さんところじゃなくて、周りの使う方も含めて安全対策をしなければならないと。

なお、水害ということで、今年の9月以来の話になるかと思います。そのときは認定ことも園の水路の問題、それから水害の問題、いろんな形で出て、本人さんたちはどうしても移転しようというふうな話があったので、そこんにきで私どもと一致して一緒になったということでございますので、今後につきましては基本的な補助事業で、そういったことで、今後はそういうスタンスを持っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

○9番（原田 希君）

この第6号議案につきまして修正をお願いしたいと思いますので、休憩をいただいて議運で協議をしていただければと思います。

○議長（寺崎太彦君）

お諮りいたします。議案審議の途中ですが、ただいま9番原田希君からしばらく休憩することの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。（「議長、ちょっとよろしいですか。休憩動議、今、暫時休憩と言われたんでしょう」「議長、済みません、もう一回言い直します」と呼ぶ者あり）

ただいま9番原田希君から暫時休憩することの動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

休憩の動議を議題として採決いたします。（「採決要らんでしょうもん。議長権限でできるじゃない」と呼ぶ者あり）

そしたら、ここで暫時休憩したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午後4時8分 休憩

午後4時55分 再開

○議長（寺崎太彦君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは決定されました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩したいと思いますですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。暫時休憩いたします。休憩。

午後4時56分 休憩

午後5時45分 再開

○議長（寺崎太彦君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして議案審議を再開いたします。

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第6号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第7号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7. 議案審議。

議案第7号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

歳出の款の2. 療養諸費の一般被保険者療養給付費の80,500千円の補正が組まれておりますが、1カ月、大体40,000千円ぐらいということで、かなりの高額なんですけど、どういう疾病がこういうふうな高額療養に係ってくるのかをお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

お答えいたします。

一般被保険者療養給付費の80,500千円の御質疑かと思っておりますけれども、補足説明の中でもちゃんとこれは申し上げたところではあったんですけども、高額な医療費を要する被保険者がまたふえてきているということが一因、それと、一昨年5月から11月にかけて高額な薬剤が薬価承認されまして、本年度その影響が若干生じてきているというようなところが考えられます。中でもC型肝炎治療薬のハーボニー、ヴィキラックス、ソバルディ、こういった薬剤につきましては1錠60千円から80千円というような高額なものでしたけれども、今年度の年度途中で、中医協といたしまして中央社会保険医療協議会薬価専門部会という組織がございます。そちらのほうが一因に開催されまして、薬価の単価が3割ほど削減されたといったところの経緯がございます。

現在は比較的落ちついているようなところも見られますけれども、また新たな抗がん剤治療薬等も出てきております。こちらのほうも同時に薬価承認されまして、2月1日だったと思いますけれども、額が大分下がったところというふうにはなっておりますので、今後落ちつくような側面もあるように見受けられますが、その抗がん剤治療薬におきましては、治療する側の対象範囲の拡大というものも同時に承認なされておりますので、今後はいろいろ注視が必要ではないかというところが一つ要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

河上課長、私の質問に答えとらん、全然答えになっとらん。私はどういう疾病で高額療養に係ってくるのかということで、例えば、今、一例として言われた、ただ抗がん剤が高くなったとかじゃなくて、疾病ですから、胃がんがあるのか、肝臓がんがあるのか、女性の子宮がんがあるのか、乳がん、そういうふうな疾病、どういう疾病でこれだけの高額医療になってくるのかということで、疾病名を教えてくださいと言ったはずですよ。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

肝炎もそうなんですけれども、高額に関しましては、やはり今、議員御指摘のとおり、がん、ちょっと部位名については特定できておりませんが、一般的に言われる悪性新生物と言われるもの、あるいは虚血性新疾患、こういったものが挙げられるというふうに思います。

以上です。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○8番（大川隆城君）

私もこの高額医療関係でちょっとお尋ねしたいんですが、今、難病指定のやつがありますよね。それで、町内にも難病指定された病気をされている方もおられると思うわけですよ。人数とか全然わかりません。そうすると、その方々の治療に関してもこの高額医療での手当ということでされるものか、その辺が私自身がまだ勉強不足でわからないものだからお尋ねをしたいと思います。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

難病についてなんですけれども、難病に関しましては、疾病の種類とか数は忘れちゃいけないけども、たしか28とか30とか、それぐらいの難病の研究治療に関する助成というものがございます。保険給付費分の例えば7割とかは一旦保険者で支払いするんですけども、残りの自己負担分の3割とか、これにつきましては公費の助成があるということで、難病指定を受けているものについては、そういう公費のほうは自己負担分について出されるということになっております。

以上です。

○8番（大川隆城君）

そうすると、3割負担は町費を充てているということですかね。その辺を済みません、ちょっとお答えを。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

これは国のほうからの国費を、保健福祉事務所のほうが認定するような形になりますので、県費、国費といった形になるかというふうに思います。

以上です。

○8番（大川隆城君）

時々、町内の方で難病というような話も聞くことがあるわけですが、もしよければ人数だけでも教えてもらえればと思いますが、いかがでしょう。

○健康福祉課長（河上昌弘君）

人数につきましては、今手元に詳細なデータは持っておりませんが、先ほども申し上げたとおり、保健福祉事務所のほうの認定という形になるかと思っておりますので、こちらのほうで今のところ正確な情報はちょっと持ち合わせていないということで、御容赦願いたいというふうに思っております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第7号の質疑を終結します。

日程第8 議案第8号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8．議案審議。

議案第8号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第8号の質疑を終結します。

日程第9 議案第9号

○議長（寺崎太彦君）

日程第9．議案審議。

議案第9号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（吉富 隆君）

この案件とは別に、農業集落排水のつなぎ込みのパーセントはどのくらいですか。

○建設課長（白濱博己君）

今、詳細に手元にはございませんが、80%後半ぐらいで推移していたということで記憶しております。詳細につきましては、また追って説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

この問題は、もう10年以上前から僕は質問をし続けてきました。農業集落排水を何%までつなぎ込みをしたら採算ベースに乗るのか乗らないのかということはずっと質問してきております。最近はやってきておりませんが、上峰町の戸数に対してどのくらいの割合でつなぎ込みをしたら採算ベースに乗るんですか。

○建設課長（白濱博己君）

今加入されておるところでつなぎ込みをされていない家庭がございます。それが100%に到達しても、使用料からの運用につきましては維持管理費で賄うことも、今現在も出ておりますが、修繕費等々かさんでおりますけれども、今後につきましては、老朽化対策をするに当たっては補助事業で機能強化もしていかなければなりません、加入されている分のつなぎ込みにつきましては以前から御指摘があつておるとおりに、推進をしておりますが、なかなか上がっていないというのが現状でございますが、機会を持ちながら鋭意推進はしているところでございます。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

まさしくそのとおりでらうと思います。鋭意努力をしていただきたいと思いますが、今後機能強化の予定というのはございますか。

○建設課長（白濱博己君）

坊所を昨年終わりました、この次といましては、計画では入り口でございます切通地区の機能強化ということで、今事務的に準備をしておりますが、29年度は見送って、30年度ぐらいには手を挙げたいということで担当課としては思っておるところでございます。

なお、前牟田地区につきましては機能強化で増設をしておりますが、管路が傷んでおりますので、その管路の機能強化事業を含めて切通地区と前牟田地区の機能強化をしていかなければならないということで考えておるところでございます。

それから、議員、済みません、先ほどの接続率でございますが、平成27年度末で90%ということで説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番（吉富 隆君）

大変これは難しい問題だと思いますが、農集排を全面的に上峰町は推奨してきました。そのため、人口増には相当つながつたんではなかろうかなというふうに思っております。

ぜひとも今後新築をされるところについては、忙しい中ではあるにしても、この推奨をどんどん努力してもらいたい。

それと、公共下水道と農集排の差というのは大きくあるわけですから、そこら辺は理解しておりますので、上峰町については農集排ですので、やはりつなぎ込みの努力を重ねてお願いをしたいと考えております。よろしく願いしておきます。

○議長（寺崎太彦君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

○8番（大川隆城君）

3ページのところで、分担金及び負担金のところで、今回新規加入の方が20戸あると。内訳としては、三上が3戸、坊所が15戸、切通が2戸というふうに説明を受けたと思います。そうすると、それぞれの施設で許容範囲というか、能力的に、切通は今後機能強化する予定だというのが先ほどありましたが、三上の処理場、あるいは坊所処理場は今度機能強化しましたけれども、また、坊所地区はますます家がふえてくる可能性があるところなものですから、今後の機能強化といいますか、許容量に対して十分かどうかということですよ。その辺の見通しをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

○建設課長（白濱博己君）

坊所処理区につきましては、機能強化で増設をしております、許容人口を10年後ということで満たしておりますので、当面は余裕があるということで考えております。

三上地区につきましても、三上地区の人口を想定した中での施設をつくっておりますので、西三根地区の開発を見込んだところも含めての分ですから、これも大丈夫かと思っております。

切通地区につきましても、ちょっと今のところ満杯に近いような状態の中での稼働ということで、新規の開発地区においても、土改連のほうに許容量で大丈夫かということで逐次協議をしながら、報告を受けながら開発業者との協議を進めているということで、喫緊では、切通地区をこの次の機能強化はしなければならないということで思っておりますので、事務の協議をしながら、また上司とも相談しながらやっていくということで思っております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第9号の質疑を終結します。

日程第10 議案第10号

○議長（寺崎太彦君）

日程第10. 議案審議。

議案第10号 平成29年度上峰町一般会計予算。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

質疑はないようですので、お諮りいたします。ただいま審議中の平成29年度上峰町一般会計予算につきまして、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本案につきましては、10名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定しました特別委員会につきまして、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君を選任したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、委員長に原田希君、副委員長に漆原悦子君が選任されました。皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

ここで、委員長に選任されました原田希君に就任の御挨拶をお願いいたします。

○9番（原田 希君）

皆さんこんにちは。ただいま平成29年度予算特別委員会委員長に御指名いただきました原田希でございます。皆様方の御協力をお願いいたしまして、慎重に予算を審議していただきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ありがとうございました。

日程第11 議案第15号

○議長（寺崎太彦君）

日程第11. 議案審議。

議案第15号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負変更契約の締結について。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第15号の質疑を終結します。

日程第12 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第12. 討論・採決。

議案第6号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）の討論に入ります。討論はあ

りませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。したがって、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

議案第6号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第5号）につきまして、議長は可決することに採決します。

議案第7号 平成28年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成28年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成28年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 上峰町防災行政無線施設（同報系）整備事業の請負変更契約の締結についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございます。

午後6時6分 散会